

医科点数表の解釈 平成30年4月版

Web追補 No.16 (臨時増刊号)

- 以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。なお、これらの省令・告示・通知等の内容については、当社ウェブサイトの『診療報酬関連情報ナビ』にてご確認ください。

[【http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html】](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)

- 平成30年6月21日 医療課事務連絡
- 平成30年6月29日 保医発0629第1号 (平成30年7月1日適用)
- 平成30年7月5日 医療課事務連絡
- 平成30年7月31日 保医発0731第1号 (平成30年8月1日適用)
- 平成30年7月31日 保医発0731第3号 (平成30年8月1日適用)
- 平成30年7月31日 医療課事務連絡
- 平成30年8月6日 官報正誤
- 平成30年8月28日 厚生労働省告示第310号 (平成30年8月29日適用)
- 平成30年8月31日 厚生労働省告示第313号 (平成30年9月1日適用)
- 平成30年8月31日 保医発0831第1号 (平成30年9月1日適用)
- 平成30年8月31日 保医発0831第11号 (平成30年9月1日適用)
- 平成30年9月28日 保医発0928第5号 (平成30年10月1日適用)
- 平成30年10月9日 医療課事務連絡
- 平成30年10月31日 保医発1031第2号 (平成30年11月1日適用)
- 平成30年10月31日 医療課事務連絡
- 平成30年11月19日 厚生労働省告示第385号 (平成30年11月20日適用)
- 平成30年11月19日 厚生労働省告示第386号 (平成30年11月20日適用)
- 平成30年11月19日 保医発1119第4号
- 平成30年11月19日 保医発1119第5号 (平成30年11月20日適用)
- 平成30年11月27日 厚生労働省告示第402号 (平成30年11月28日適用)
- 平成30年11月30日 厚生労働省告示第405号 (平成30年12月1日適用)
- 平成30年11月30日 厚生労働省告示第406号 (平成30年12月1日適用)
- 平成30年11月30日 保医発1130第1号
- 平成30年11月30日 保医発1130第3号 (平成30年12月1日適用)
- 平成30年11月30日 保医発1130第5号 (平成30年12月1日適用)
- 平成30年12月11日 厚生労働省告示第410号 (平成30年12月12日適用)
- 平成30年12月13日 厚生労働省告示第414号 (平成30年12月14日適用)
- 平成30年12月28日 厚生労働省告示第432号 (平成31年1月1日適用)
- 平成30年12月28日 保医発1228第1号 (平成31年1月1日適用)
- 平成30年12月28日 保医発1228第2号
- 平成31年1月31日 保医発0131第2号 (平成31年2月1日適用)
- 平成31年1月31日 保医発0131第4号 (平成31年2月1日適用)
- 平成31年2月28日 厚生労働省告示第51号 (平成31年3月1日適用)
- 平成31年2月28日 保医発0228第1号 (平成31年3月1日適用)
- 平成31年3月11日 保医発0311第1号 (平成31年3月12日適用)
- 平成31年3月14日 厚生労働省告示第62号 (平成31年3月15日適用)
- 平成31年3月29日 保医発0329第6号 (平成31年4月1日適用)
- 平成31年4月2日 厚生労働省告示第217号 (平成31年4月3日適用)
- 平成31年4月26日 厚生労働省告示第242号 (平成31年5月1日適用)
- 平成31年4月26日 保医発0426第3号
- 令和元年5月7日 厚生労働省令第1号 (公布日 (令和元年5月7日) 施行)

- 令和元年5月21日 厚生労働省告示第7号 (令和元年5月22日適用)
- 令和元年5月21日 保医発0521第6号 (令和元年5月22日適用)
- 令和元年5月28日 保医発0528第1号
- 令和元年5月31日 保医発0531第1号 (令和元年6月1日適用)
- 令和元年5月31日 医療課事務連絡
- 令和元年6月4日 医療課事務連絡
- 令和元年6月28日 保医発0628第1号 (令和元年7月1日適用)
- 令和元年6月28日 保医発0628第4号 (令和元年7月1日適用)
- 令和元年7月2日 厚生労働省告示第57号 (令和元年7月3日適用)
- 令和元年7月9日 医療課事務連絡
- 令和元年7月31日 保医発0731第3号 (令和元年8月1日適用)

● 令和元年10月1日からの消費増税に伴い、以下の告示により診療報酬点数表、材料価格基準が改正されます。診療報酬点数表、材料価格基準の変更箇所がわかるいわゆる新旧対照表(告示の全文)につきましては「**診療報酬関連情報ナビ**」に掲載しておりますのでご確認ください。本書の掲載内容の変更点につきましては、「診療報酬等の消費税改定に関する資料」(本追補20頁～)において、点数・材料価格を新旧対照表の形でまとめましたので、併せてご確認ください。

- 令和元年8月19日 厚生労働省告示第85号 (令和元年10月1日適用) 【診療報酬点数表】
- 令和元年8月19日 厚生労働省告示第88号 (令和元年10月1日適用) 【材料価格基準】

なお、上記告示に伴う「診療報酬等の消費税改定に関する資料」に掲載の点数・材料価格以外の本書の変更点につきましては、「消費税改定に伴う本書の変更点」として巻末(本追補47頁～)に掲載しています。

頁	欄	行	変更前	変更後
43	—	下から1行目	〔次行に次のように追加〕 平成30年12月28日 厚生労働省告示第432号(平成31年1月1日から適用)	
73	左	下から3行目	区分番号D003	区分番号D003(9カルプロテクチン(糞便)を除く。)
95	右	下から15行目	及び月平均夜勤時間超過減算並びに	並びに月平均夜勤時間超過減算及び
102	右	下から3～2行目	診療録等に記載する。	診療録等に記載する。なお、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。
103	右	上から6～7行目	なお、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。	〔削除〕
103	右	上から21行目	14日を限度に算定できる。	14日を限度に算定できる。また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。
103	右	下から9～8行目	また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。	〔削除〕
233	右	下から25行目	各病棟毎	病棟毎
366	右	上から19行目	第三の九の七の三	第三の九の七の二
459	右	下から11行目	〔次行に追加〕	イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
459	右	下から9行目	(最終改正;平成30.5.21 厚生労働省告示第229号)	(最終改正;平成31.4.26 厚生労働省告示第242号)
465	右	下から8行目	〔次行に追加〕	(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合には、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。■ (平成30.8.31 保医発 0831 11)

頁	欄	行	変更前	変更後
				(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。 (平30. 8. 31 保医発 0831 11) (6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、C005在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2同一建物居住者訪問看護・指導料の「(在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料について)」の(4)、 ⁽²⁵⁾ 及びC119在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の「(在宅経肛門的自己洗腸指導管理料について)」の(4)(編注；下記(7))を適用しない。 (平30. 8. 31 保医発 0831 11)
465	右	下から7行目	(4)	(7)
468	右	下から16行目	又はフルルビプロフェンアキセチル製剤	、フルルビプロフェンアキセチル製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤
468	右	下から13行目	又はオキシコドン塩酸塩製剤	、オキシコドン塩酸塩製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤
468	右	下から4行目	[次行に追加]	(平31. 4. 26 保医発 0426 3)
478	右	上から18行目	[次行に追加]	イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
478	右	上から20行目	(最終改正；平30. 5. 21 厚生労働省告示第229号)	(最終改正；平31. 4. 26 厚生労働省告示第242号)
479	右	下から12行目	[次行に追加]	イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
479	右	下から10行目	(最終改正；平30. 5. 21 厚生労働省告示第229号)	(最終改正；平31. 4. 26 厚生労働省告示第242号)
479	右	下から4行目	行っている者	行っている者及び間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合であって皮下インスリン注入療法を行っている者。
479	右	下から1行目～次頁上から1行目	行っている者	行っている者。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いた場合は除く。
480	右	上から1行目	[次行に追加]	(平30. 11. 30 保医発 1130 3)
480	右	上から5行目	算定できない。	算定できない。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については「注2」の加算を算定できず、間歇注入インスリンポンプを併用した場合にはC152間歇注入シリンジポンプ加算を併せて算定できる。
480	右	上から5行目	[次行に追加]	(平30. 11. 30 保医発 1130 3)
480	右	上から15行目	[次行に次のように追加]	
			(6) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については、急性発症又は劇症1型糖尿病患者に限り、かつ以下の項目を満たした場合に限り算定できる。 ア 関連学会が定める適正使用指針を遵守して使用していること。 イ 本医療機器を使用する患者にあっては、1日あたり少なくとも2回の自己血糖測定を行っていること。 ウ 皮下連続式グルコース測定に関する施設基準の届出を行っている医療機関であること。 エ 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>師が1名以上配置されていること。</p> <p>オ 糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、適切な研修を修了した常勤の看護師又は薬剤師が1名以上配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。</p> <p>(ロ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。</p> <p>カ エ又はオに掲げるものが、患者又は患者家族等に対し、持続血糖測定器の使用方法的十分な説明や持続血糖測定器の結果に基づく低血糖・高血糖への対応等、必要な指導を行うこと。</p> <p>(平30.11.30 保医発 1130 3)</p> <p>(7) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合は、患者ごとに指導者名が記載されている指導記録を作成し、患者に提供すること。また、指導記録の写しを診療録に貼付すること。</p> <p>(平30.11.30 保医発 1130 3)</p>	
481	右	上から21行目	〔次行に追加〕	イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
481	右	上から23行目	(最終改正；平30. 5.21 厚生労働省告示第229号)	(最終改正；平31. 4.26 厚生労働省告示第242号)
483	右	上から15行目	〔次行に追加〕	イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
483	右	上から17行目	(最終改正；平30. 5.21 厚生労働省告示第229号)	(最終改正；平31. 4.26 厚生労働省告示第242号)
489	右	上から25～26行目	及びエミシズマブ製剤	, エミシズマブ製剤, イカチバント製剤, サリルマブ製剤, デュピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製剤
489	右	上から27行目	〔次行に追加〕	(平30.11.19 保医発 1119 4) (平30.11.30 保医発 1130 1) (平31. 4.26 保医発 0426 3)
505	右	上から4行目	RFLP法等	RFLP法, シークエンサーシステム等
505	右	上から8行目	算定できる。	<p>算定できることとし、マイクロサテライト不安定性検査については、家族性非ポリポーシス大腸癌の診断を目的とする場合、又は局所進行若しくは転移が認められた標準的な治療が困難な固形癌の薬剤治療方針の選択を目的とする場合に、本検査を実施した後に、もう一方の目的で本検査を実施した場合であっても、別に1回に限り算定できる。</p> <p>早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>PCR-rSS0法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、本区分「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。</p>
505	右	上から15行目	家族性非ポリポーシス大腸癌	家族性非ポリポーシス大腸癌又は局所進行若しくは転移が認められた標準的な治療が困難な固形癌
505	右	上から19～20行目	K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査	K-ras遺伝子検査, RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査

頁	欄	行	変更前	変更後
505	右	上から20行目	[次行に追加]	(平30. 7. 31 保医発 0731 3) (平30. 11. 30 保医発 1130 5) (令元. 5. 31 保医発 0531 1)
505			[D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「注」の「イ」、D006-4遺伝学的検査の「2」、N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」の所定点数を合算した点数(11,700点)を準用する項目として追加] (悪性腫瘍遺伝子検査(シークエンサーシステム・4項目一括)) ◇ 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査及びALK融合遺伝子検査を併せて実施する場合は、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「注」の「イ」2項目、D006-4遺伝学的検査の「2」処理が複雑なもの及びN002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」ALK融合タンパクの所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。 ア 本検査とは別に実施された肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査、ALK融合タンパク検査及びALK融合遺伝子検査にかかる費用は別に算定できない。ただし、EGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合には算定できる。 イ 本検査の実施に際し、D006-4遺伝学的検査の「2」処理が複雑なもの所の所定点数を準用して算定する場合は、当該区分の「注」に定める施設基準の規定は適用しない。 ㊦ (令元. 5. 31 保医発 0531 1)	
505			[D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」、N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」の所定点数を合算した点数(5,200点)を準用する項目として追加] (悪性腫瘍遺伝子検査(シークエンサーシステム・2項目一括)) (1) 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてEGFR遺伝子検査とALK融合遺伝子検査を併せて実施する場合は、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数とN002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」ALK融合タンパクの所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。 なお、本検査とは別に実施された肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ALK融合タンパク検査及びALK融合遺伝子検査にかかる費用は別に算定できない。ただし、EGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合には算定できる。 ㊦ (令元. 5. 31 保医発 0531 1) (2) シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供する。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いない。 ㊦ (令元. 5. 31 保医発 0531 1)	
511			[D006-2造血管腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数(4,200点)を準用する項目として追加] ◇ FLT3遺伝子検査 ア FLT3遺伝子検査は、D006-2造血管腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。 ウ 本検査、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、D006-2造血管腫瘍遺伝子検査又はD006-6免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平30. 11. 30 保医発 1130 5)	
511	左	下から1行目	(BRACAnalysis診断システム)	(BRCA1/2遺伝子検査)
511	右	下から14行目	BRACAnalysis診断システム	BRCA1/2遺伝子検査
511	右	下から11行目	転移性又は再発乳癌患者	転移性又は再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者
511	右	下から7~5行目	イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。	イ 本検査を乳癌患者に対して実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。 本検査を卵巣癌患者に対して実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医

頁	欄	行	変更前	変更後
				師又は産婦人科及び婦人科腫瘍の専門的な研修の経験を合わせて6年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。
512	右	上から2行目	[次行に追加]	エ 本検査の実施に際し、D006-2造血管腫瘍遺伝子検査及びD006-4遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。
512	右	上から3行目	[次行に追加]	(平30. 8. 31 保医発 0831 11) (令元. 5. 31 保医発 0531 1)
512			[D006-3Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及びD006-5染色体検査の「注」の分染法加算の所定点数を合算した点数(1,597点)を準用する項目として追加]	
			◇ 膀胱がん関連遺伝子検査 ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、D006-3Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及びD006-5染色体検査の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、K803膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。 ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、K803膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 エ 本検査と同時にN004細胞診の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦	(平30.12.28 保医発 1228 1)
512			[D006-4遺伝学的検査「2」処理が複雑なもの(5,000点)を準用する項目として追加] (シークエンサーシステム使用BRAF遺伝子検査)	
			◇ 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてBRAF遺伝子検査を実施する場合にあっては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、D006-4遺伝学的検査「2」処理が複雑なものを準用して算定することとし、同区分「注」の規定及び「(遺伝学的検査について)」の(1)~(7)の規定は適用しない。 ㊦	(平30.11.30 保医発 1130 3)
512			[D006-4遺伝学的検査の「3」の所定点数(8,000点)を準用する項目として追加] (遺伝学的検査(シークエンサーシステム・プロファイリング))	
			◇ 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ているシークエンサーシステムを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合は、D006-4遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。 ア 本検査は、標準治療がない固形がん患者又は局所進行若しくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者(終了が見込まれる者を含む。)であって、関連学会の化学療法に関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、本検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者に対して実施する場合に限り算定できる。 イ 本検査は、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日健発1225第3号)に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療連携病院及びそれに準ずる医療機関として指定を受けている保険医療機関で実施する。 ウ 当該医療機関は、がんゲノムプロファイルの解析により得られた遺伝子のシークエンズデータ(FASTQ又はBAM)、解析データ(VCF又はXML)及び臨床情報等を、患者の同意に基づき、医療機関又は検査会社等からがんゲノム情報管理センター(C-CAT)に提出する。この際、患者に対して書面を用いて説明し、同意の有無について診療録及びキに規定する管理簿等に記載する。また、当該データの二次利用に関しても同様に説明及び管理簿等の記載を行う。なお、これらの手続に当たっては、個人情報の保護に係る諸法令を遵守する。 エ C-CATへのデータ提出又はデータの二次利用に係る同意が得られない場合であっても、本検査を実施し、算定することは可能であるが、同意が得られなかった旨を診療録及び管理簿等に記載する。 オ 関連団体が定める「インフォームド・コンセント手順書」を遵守し、患者からの同意取得について適切な手続を確保する。 カ 臨床情報等の提出に当たっては、関連団体が定める「がんゲノム情報レポジトリ臨床情報収集項目一覧表」に則って提出する。	

頁	欄	行	変更前	変更後
				<p>キ 当該医療機関は、次に掲げる事項を記載した管理簿等を作成し、本検査を実施した全ての患者について管理簿等により管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査を実施した者の氏名， I D ・検体を衛生検査所等に発送した年月日 ・衛生検査所等からの解析結果の受け取りの有無，及び受け取った年月日 ・がんゲノム医療中核拠点病院等でエキスパートパネルが実施された年月日 ・エキスパートパネルから検査結果を受け取った年月日 ・検査結果を患者に説明した年月日 ・検査結果を説明した後， C-C A T等からの情報に基づいた，臨床試験又は治験等の新たな治療方針の説明の有無，及び説明した年月日 ・データ提出及びデータの二次利用に係る患者の同意の有無 ・ C-C A Tに対してシークエンスデータ，解析データ及び臨床情報等を提出した年月日 <p>ク 当該医療機関は，患者からの求めに応じて，当該患者のシークエンスデータ（ F A S T Q又はB A M）及び解析データ（ V C F又はX M L）等を患者に提供できる体制を整備する。</p> <p>ケ 本検査の実施に当たっては，シークエンサーシステムを用いた検査の品質・精度の確保のために必要な措置を講ずることとし，シークエンサーシステムを用いた検査に係る適切な第三者認定を受けた保険医療機関で実施すること。なお，本検査を衛生検査所に委託する場合は，同様の第三者認定を受けた衛生検査所のみ委託する。</p> <p>コ 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として，特定の遺伝子の変異の評価を行った際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を標準治療の終了後に治療方針の決定の補助に用いる場合には，当該点数は算定できない。</p> <p>サ 本検査の実施に際し， D006-4遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は，「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</p> <p style="text-align: right;">(令元. 5.31 保医発 0531 1)</p>
512				<p>〔 D006-4遺伝学的検査の「3」の所定点数4回分， D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「注」の「ロ」及び M001-4粒子線治療の「注3」の所定点数を合算した点数（48,000点）を準用する項目として追加（遺伝学的検査（プロファイル，検討・説明料））</p> <p>◇ 包括的なゲノムプロファイルの結果について，当該検査結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師，遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師，遺伝カウンセリング技術を有する者等）による検討会（エキスパートパネル）での検討を経た上で患者に提供し，治療方針等について文書を用いて患者に説明する場合には， D006-4遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なもの所の所定点数4回分， D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「注」の「ロ」3項目以上及び M001-4粒子線治療の「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を合算したものを準用して，患者1人につき1回に限り算定できる。なお，患者への説明内容について，診療録に記載する。</p> <p>ア エキスパートパネルの実施に係る費用は準用した点数に含まれる。なお，エキスパートパネルの実施に際しては，以下の点を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エキスパートパネルは，「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日健発1225第3号)に基づき，がんゲノム医療中核拠点病院及びそれに準ずる医療機関として指定を受けている保険医療機関で実施する。 ② エキスパートパネルの構成員については，以下の要件を満たしている。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 構成員の中に，がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する診療領域の異なる常勤の医師が，複数名含まれている。 (ロ) 構成員の中に，遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が，1名以上含まれている。 (ハ) 構成員の中に，遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が，1名以上含まれている。 (ニ) 構成員の中に，病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が，複数名含まれている。 (ホ) 構成員の中に，分子遺伝学及びがんゲノム医療に関する十分な知識を有する専門家が，1名以上含まれている。 (ヘ) 構成員の中に，次世代シークエンサーを用いた遺伝子解析等に必要のバイオインフォマティクスに関する十分な知識を有する専門家が，1名以上含まれている。 (ト) エキスパートパネルにおいて検討を行う対象患者の主治医又は当該主治医に代わる医師は，エキスパートパネルに参加する。 ③ エキスパートパネルの構成員については，②の(イ)から(ト)に該当する者がいずれも1名以上出席する。ただし，やむを得ない場合は，リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を用いて参加することで出席とみなすことができる。 ④ C-C A Tへのデータの提出の同意を得た患者について検討する際には， C-C A Tが作成した当該患者に係る調査結果を用いてエキスパートパネルを実施する。

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>イ 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、特定の遺伝子の変異の評価を行った際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を標準治療の終了後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明する場合にも算定できる。なお、この場合には上記「(遺伝学的検査(シークエンサーシステム・プロファイリング))」のAからケまでを満たすこと。</p> <p>ウ 当該説明に際し、D006-4遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</p> <p>エ 当該説明に際し、M001-4粒子線治療の「注3」の粒子線治療医学管理加算を準用して算定する場合は当該区分の「注3」に定める施設基準の規定は適用しない。</p> <p style="text-align: right;">(令元. 5. 31 保医発 0531 1)</p>	
514			<p>〔D006-7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数(2,100点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ Nudix hydrolase 15 (NUD T15) 遺伝子多型検査</p> <p>ア Nudix hydrolase 15 (NUD T15) 遺伝子多型検査は、D006-7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病等の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定できる。</p> <p style="text-align: right;">(平31. 1. 31 保医発 0131 4)</p>	
518			<p>〔D007血液化学検査の「30」KL-6の所定点数(117点)を準用する項目として追加〕</p> <p>(25-ヒドロキシビタミンD (ECLIA法, CLIA法, CLEIA法))</p> <p>◇ 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法, CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、D007血液化学検査の「30」心筋トロポニンI, KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守する。</p> <p style="text-align: right;">(平30. 8. 31 保医発 0831 1) (令元. 6. 28 保医発 0628 1)</p>	
530	右	下から20行目	CLIA法	CLIA法又はECLIA法
530	右	下から19行目	〔次行に追加〕	(平30. 10. 31 保医発 1031 2)
541	右	上から15行目	発色合成基質法又は比濁時間分析法	発色合成基質法, 比濁時間分析法又はELISA法
541	右	上から22行目	〔次行に追加〕	(令元. 7. 31 保医発 0731 3)
546	右	下から7~6行目	厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班	厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班
547	右	下から11~10行目	厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班	厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班
549			<p>〔D014自己抗体検査の「注1」の本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数(490点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ 抗デスマグレイン1抗体, 抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定</p> <p>ア 抗デスマグレイン1抗体, 抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、D014自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法(IF法)により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査とD014自己抗体検査「29」の抗デスマグレイン3抗体若しくは同区分「29」の抗BP180-NC16a抗体又は同区分「36」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p style="text-align: right;">(平30. 9. 28 保医発 0928 5)</p>	
549			<p>〔D014自己抗体検査の「注1」の本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目行った場合」の所定点数(320点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画</p> <p>ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、D014自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目行った場合」の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。</p> <p>ウ 本検査とD008内分泌学的検査の「41」メタネフリン, 同区分「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は同区分「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載する。	(平30.12.28 保医発 1228 1)
553	右	下から14行目	SDA法又は	SDA法,
553	右	下から13～12行目	HPA法及びDKA法による同時検出法	HPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法
553	右	下から9行目	又はTMA法	, TMA法
553	右	下から9～8行目	HPA法及びDKA法による同時検出法	HPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法
553	右	下から7行目	〔次行に追加〕	(平30.10.31 保医発 1031 2)
553	右	下から2～1行目	LCR法, 核酸ハイブリダイゼーション法	LCR法
553	右	下から1行目～次頁上から1行目	, SDA法又はTMA法	若しくはTMA法
554	右	上から1～2行目	HPA法及びDKA法による同時検出法	HPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法, SDA法又はTRC法
554	右	上から3行目	〔次行に追加〕	(平30.10.31 保医発 1031 2)
555	右	上から15行目	又はSDA法	, SDA法又はTRC法
555	右	上から18行目	SDA法又は	SDA法,
555	右	上から19～20行目	核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法	核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法
555	右	上から20行目	〔次行に追加〕	(平30.10.31 保医発 1031 2)
557			〔D023微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数(450点)を準用する項目として追加〕 ◇ クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出 ア クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出は、以下の(イ)～(ハ)をいずれも満たす入院患者に対して実施した場合に限り、D026微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。 (イ) Clostridium difficile (CD) 感染症を疑う場合であって、クロストリジウム・ディフィシル抗原定性検査において、CD抗原陽性かつCDトキシン陰性であること。 (ロ) 2歳以上でBristol Stool Scale 5以上の下痢症状があること。 (ハ) 24時間以内に3回以上、又は平常時より多い便回数があること。 イ 本検査は、関連学会の定める指針に基づき実施した場合に限り算定できる。 ウ 本検査を行う場合にあつては、D026検体検査判断料の「注3」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)のいずれか及びA234-2の「1」感染防止対策加算1の施設基準を届け出ている保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。 エ 本検査を行う場合、下痢症状並びに本検査を行う前のCD抗原及びCDトキシンの検査結果について診療録に記載すること。 オ 本検査とD023微生物核酸同定・定量検査の「15」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出を併せて測定した場合には、それぞれ算定できる。	(平31.3.29 保医発 0329 6)
561	左	上から8行目	糞便検査	糞便検査(カルプロテクチン(糞便)を除く。)
648			〔画像診断「通則5」の「画像診断管理加算」、コンピューター断層撮影診断料「通則3」、E101-2ポジトロン断層撮影の「2」、E200コンピューター断層撮影(CT撮影)の「1」の「イ」の「(2)」及び「注4」並びにE203コンピューター断層診断の所定点数を合算した点数を準用する項目として追加〕 ◇ FFR _{CT} の解析を行うものとして薬事承認を取得したプログラムを用いた解析結果を参照してコンピューター断層撮影による診断を行った場合には、画像診断「通則5」の「画像診断管理加算」の所定点数、コンピューター断層撮影診断料「通則3」の所定点数、E101-2ポジトロン断層撮影の「2」の所定点数、E200コンピューター断層撮影(CT撮影)の「1」の「イ」の「(2)」及び「注4」の所定点数並びにE203コンピューター断層診断の所定点数を合算した点数を準用して算定できる。 ア 本検査の結果によりFFR _{CT} 陰性にも関わらず、本検査実施後90日以内に冠動脈造影検査(D206心臓カテーテル法による諸検査)を行った場合は、主たる技術の所定点数のみを算定する。 イ 本検査の算定にあつては、E200コンピューター断層撮影(CT撮影)のうち準用点数に掲げるもの、D206心臓カテーテル法による諸検査の「注4」、D215の「3」心臓超音波検査の「ホ」負荷心エコー法、E101シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影、E101-2ポジトロン断層撮影、E101-3ポジトロン	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>ン断層・コンピューター断層複合撮影, E101-4ポジロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影, E102核医学診断及びE202磁気共鳴コンピューター断層撮影(MR I撮影)との併算定はできない。</p> <p>ウ 検査結果と, 患者に説明した内容を診療録に記載した場合に算定できる。</p> <p>エ 心臓C T撮影が必要な医学的理由, 心臓C Tによる診断のみでは治療方針の決定が困難である理由を患者に説明した書面又はその写しを診療録に貼付すること。</p> <p>オ 関連学会が定める「FFR_{CT}適正使用指針」に従って使用した場合に限り算定できる。算定にあたっては, 下記について診療報酬明細書の「摘要欄」に記載及び添付すること。</p> <p>(イ) 実施施設が日本循環器学会の研修施設, 日本心血管インターベンション治療学会の研修施設及び日本医学放射線学会の総合訓練機関のいずれにも該当すること並びにその証明書。</p> <p>(ロ) 本品によるFFR値。</p>	<p style="text-align: right;">(平30.11.30 保医発 1130 3)</p>
747			<p>〔I002通院・在宅精神療法の「注4」の「ロ」の所定点数(1,200点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ 薬物治療で十分な効果が認められない成人のうつ病に対して, 経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療を行う場合にはI002通院・在宅精神療法の「注4」の「ロ」の所定点数を準用して算定する。</p> <p>ア 本治療を実施する場合は関連学会の定める適正使用指針を遵守する。</p> <p>イ 既存の抗うつ剤治療を1種類以上使用した経験があるものの, 十分な効果が認められない成人のうつ病患者に用いた場合に限り算定できる。ただし, 双極性感情障害, 軽症うつ病エピソード, 持続気分障害などの軽症例や, 精神病症状を伴う重症うつ病エピソード, 切迫した希死念慮, 緊張病症状, 速やかに改善が求められる身体的・精神医学的状态を認めるなどの電気痙攣療法が推奨される重症例を除く。</p> <p>ウ 関連学会の定める適正使用指針に基づき, 適正時間の刺激により治療が行われた場合に算定できる。時間については, 治療装置による治療の前後の医師又は看護師によって行われる面接の時間及び治療装置の着脱に係る時間は含まない。なお, 当該の治療を行った医療機器, 行った日時及び刺激した時間について, 診療録に記載する。</p> <p>エ 初回の治療を行った日から起算して6週を限度として, 計30回に限り算定できる。また, 治療を行った全ての日について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>オ 治療開始前にHAMD17又はHAMD24(ハミルトンうつ病症状評価尺度)による評価を行い, その分析結果及び患者に対する本治療の説明内容を診療録に記載する。</p> <p>カ 第3週目及び第6週目にHAMD17又はHAMD24による再評価を行い, その内容を診療録に記載する。なお, 第3週目の評価において, その合計スコアがHAMD17で7以下, HAMD24で9以下である場合は寛解と判断し当該治療は中止若しくは漸減する。漸減する場合, 第4週目は最大週3回, 第5週は最大週2回, 第6週は最大週1回まで算定できる。また, 寛解と判断されず, かつ治療開始前の評価より改善が20%未満の場合には中止する。</p> <p>キ 本治療は, 精神科を標榜している病院であって, うつ病の治療に関し, 専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し, 本治療に関する所定の研修を修了している常勤の精神科の医師が1名以上配置されている病院で実施する。</p> <p>ク 本治療は, I003-2認知療法・認知行動療法の「1」又は「2」の施設基準及び次のいずれかの施設基準に係る届出を行っている病院で実施する。</p> <p>(イ) A230-4精神科リエゾンチーム加算</p> <p>(ロ) A238-6精神科救急搬送患者地域連携紹介加算</p> <p>(ハ) A238-7精神科救急搬送患者地域連携受入加算</p> <p>(ニ) A249精神科急性期医師配置加算</p> <p>(ホ) A311精神科救急入院料</p> <p>(ヘ) A311-2精神科急性期治療病棟入院料</p> <p>(ト) A311-3精神科救急・合併症入院料</p> <p>ケ I002通院・在宅精神療法「注4」の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準の規定は適用しない。</p>	<p style="text-align: right;">(合元. 5.31 保医発 0531 1)</p>
791	右	下から5行目	<p>〔次行に次のように追加〕</p> <p>(8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては, 注の加算は適用しない。</p> <p style="text-align: right;">(平31. 2.28 保医発 0228 1)</p> <p>(9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては, 10日を限度として算定できる。</p> <p style="text-align: right;">(平31. 2.28 保医発 0228 1)</p> <p>(10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては, 処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(平31. 2.28 保医発 0228 1)</p>	
858			<p>〔K000創傷処理の「1」(1,250点), 「2」(1,680点)又は「3」の「ロ」(2,400点)のいずれかを準用する項目と</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			して追加] ◇ 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的として実施した場合は、K000創傷処理の「1」、「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。 ㊦ (平31. 2. 28 保医発 0228 1)	
940	右	上から4行目	◆ K936自動縫合器加算対象	◆ K936自動縫合器加算対象(6個限度)
958	右	下から1行目 ～次頁上から 1行目	及び「アブレーション機能付き」	並びに特定保険医療材料123の経皮的カテーテル 心筋焼灼術用カテーテルのうち、熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」及び「体外式ペースティング機能付き・特殊型」
984	右	上から13行目	[前行に追加]	(内視鏡的胆道拡張術について)
984			[K686内視鏡的胆道拡張術の所定点数(13,820点)を準用する項目として追加] ◇ 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、K686内視鏡的胆道拡張術の所定点数を準用して算定できる。なお、この場合は「(内視鏡的胆道拡張術について)」を適用しない。 ㊦ (平30. 8. 31 保医発 0831 11)	
1027			[K910-2内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術の所定点数(40,000点)を準用する項目として追加] (1) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、K910-2内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術の所定点数を準用して算定する。 ㊦ (平31. 2. 28 保医発 0228 1) (2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。 ㊦ (平31. 2. 28 保医発 0228 1) (3) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。 ㊦ (平31. 2. 28 保医発 0228 1)	
1029	右	下から13～12 行目	(7) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。 ㊦	(7) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術又はヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に関しては、「3」自己血貯血の「イ」6歳以上の患者の場合(200mLごとに)の「(1)」の液状保存の場合により算定する。 ㊦ (平31. 3. 11 保医発 0311 1)
1032	右	上から9～14 行目	(1) 造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、K922造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、K922造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。 なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、D404骨髄穿刺及びJ011骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。 ㊦	(1) 造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、K922造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、K922造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。 ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、本区分「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。 チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して末梢血単核球の採取を行う場合は、本区分「2」末梢血幹細胞採取の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。 なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、D404骨髄穿刺及びJ011骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。 ㊦ (平31. 3. 11 保医発 0311 1) (令元. 5. 21 保医発 0521 6)
1033	右	下から18行目	[次行に追加]	(10) チサゲンレクルユーセルの投与を行う場合は、本区分「2」末梢血幹細胞移植の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。なお、この場合には「注9」に定める規定は適用しない。 ㊦ (令元. 5. 21 保医発 0521 6)

頁	欄	行	変更前	変更後
1033	右	下から17行目	(10)	(11)
1033	右	下から5行目	(11)	(12)
1034	右	上から6行目	(12)	(13)
1037	右	上から11行目	K529-2	K529-2, K529-3
1106			<p>[M001-2ガンマナイフによる定位放射線治療, M000放射線治療管理料の「4」強度変調放射線治療 (IMRT) による体外照射を行った場合, M001-4粒子線治療の「注2」粒子線治療適応判定加算及びM001-4粒子線治療の「注3」粒子線治療医学管理加算の所定点数を合算した点数 (105,000点) を準用する項目として追加]</p> <p>◇ 薬物療法で十分に効果が得られない本態性振戦に対する, MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療を行った場合は, M001-2ガンマナイフによる定位放射線治療, M000放射線治療管理料の「4」強度変調放射線治療 (IMRT) による体外照射を行った場合, M001-4粒子線治療の「注2」の粒子線治療適応判定加算及び同区分「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を合算した点数を準用して, 患者1人につき1回に限り算定できる。</p> <p>ア 本治療を実施する場合は関連学会の定める適正使用指針を遵守する。</p> <p>イ 本治療は, 振戦の診断や治療に関して, 専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し, 関連学会が定める所定の研修を修了している常勤の脳神経外科の医師が実施する。なお, その医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。</p> <p>ウ 本治療の実施に際し, M001-4粒子線治療の「注2」の粒子線治療適応判定加算及び同区分「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を準用して算定する場合は, 当該区分の「注2」及び「注3」に定める施設基準の規定は適用しない。 ㊦</p> <p>(令元. 5.31 保医発 0531 1)</p>	
1116	右	上から6行目	場合には,	場合, 並びにシークエンサーシステムを用いてEGFR遺伝子, ROS1融合遺伝子, BRAF遺伝子及びALK融合遺伝子検査を実施している場合には,
1116	右	上から7行目	[次行に追加]	(令元. 5.31 保医発 0531 1)
1117			<p>[N005HER2遺伝子標本作製の「1」の所定点数 (2,700点) を準用する項目として追加]</p> <p>(1) 乳癌の腫瘍細胞を検体とし, シークエンサーシステムを用いて, 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてHER2遺伝子検査を実施する場合にあっては, N005HER2遺伝子標本作製の「1」単独の場合の所定点数を準用して, 患者1人につき1回に限り算定する。 ㊦</p> <p>(令元. 5.31 保医発 0531 1)</p> <p>(2) シークエンサーシステムを用いて, 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に, 包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には, 包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく, 目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供する。また, その場合においては, 目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いない。 ㊦</p> <p>(令元. 5.31 保医発 0531 1)</p>	
1131	—	上から1行目	第4章 経過措置	第4章 経過措置等 第1部 経過措置
1132			<p>[「第4章」に「第2部」として次のように追加]</p> <p style="text-align: center;">第2部 算定制限</p> <p>第1章の規定にかかわらず, 区分番号A000に掲げる初診料の注7 (妊婦に対して初診を行った場合に限る。), 注10及び注11, 区分番号A001に掲げる再診料の注5 (妊婦に対して再診を行った場合に限る。), 注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8 (妊婦に対して再診を行った場合に限る。), 注10及び注11に規定する加算は, 別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。</p> <p>◇ 診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号) 別表第一医科診療報酬点数表第1章A000初診料の「注7」(妊婦に対して初診を行った場合に限る。), 「注10」及び「注11」, A001再診料の「注5」(妊婦に対して再診を行った場合に限る。), 「注15」及び「注16」並びにA002外来診療料の「注8」(妊婦に対して再診を行った場合に限る。), 「注10」及び「注11」に規定する加算については, 平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日 (現時点では定められていない。) までは算定できない。なお, 当該加算の算定については, 平成30年12月31日まで, なお従前の例による。 (平30.12.28 保医発 1228 2)</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
1170	〔記載要領「別表Ⅰ」中、項番388及び389について次のように訂正する。〕			
	項番	区分	診療行為名称等	記載事項
	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言		
388	N000	病理組織標本作製「2」の「セルブロック法によるもの」	肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合は、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載すること。	—
389	N002	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製	セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色について、肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合は、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載すること。	—
1275	—	上から4行目	(最終改正;平成30年5月31日 厚生労働省告示第239号)	(最終改正;平成31年2月28日 厚生労働省告示第51号)
1285	—	下から13行目	〔次行に追加〕	(10) 骨充填用スペーサー 3,400円
1293	—	上から2行目	〔次行に追加〕	(3) 異種心膜弁(Ⅱ) 943,000円 〔編注;承認番号が22900BZX00053000のものについては、平成30年9月1日から平成32年3月31日まで984,000円〕 (4) 異種心膜弁(Ⅱ)システム 1,030,000円
1297	—	上から3行目	〔次行に追加〕	⑤ 大血管用ローテーションシース 263,000円
1301	—	下から23行目	〔次行に追加〕	201 臍臓用瘻孔形成補綴材留置システム 493,000円 202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット 1cm ² 当たり24円
1305	—	下から3行目	〔112 ペースメーカーの項の次に追加〕	120 生体弁 (3) 異種心膜弁(Ⅱ) (承認番号) 22900BZX00053000 平成30年9月1日から平成32年3月31日まで 984,000円
1307	—	上から4行目	(最終改正;平30.5.31 保医発 0531 3)	(最終改正;令元.6.28 保医発 0628 4)
1308	右	上から22行目	硬膜外ブロック	神経ブロック
1308	右	上から28行目	硬膜外ブロック	神経ブロック
1311	右	上から3行目	〔次行に追加〕	(6) 脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。
1311	右	下から25～26行目	脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。	固定用金属線として算定する。ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。
1313	右	上から10～22行目	(2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 ア 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 イ 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」と、123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペーシング機能付き」又は「心房内・心室内全域型」と123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペーシング機能付き・特殊型」の両方を使用した場合は、主たるもののみ算定する。	(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
1313	右	上から26行目	〔次行に追加〕	120 生体弁

頁	欄	行	変更前	変更後
				(1) 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、大動脈弁尖の硬化変性に起因する重症大動脈弁狭窄症を有している患者に使用する場合に限り、算定できる。 (2) 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。 (3) 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、胸腔鏡下弁形成術・弁置換術の施設基準を満たす医療機関で使用した場合に限り、算定できる。
1314	右	下から1行目	[次行に追加]	ウ 大血管用ローテーションシースの使用にあたっては、関連学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。
1317	左	上から15行目	[次行に次のように追加] (3) 自家培養表皮(栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症に対し使用する場合) ア 調整・移植キットについては、栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症であって、4週間以上持続しているびらん・潰瘍又は潰瘍化と再上皮化を繰り返すびらん・潰瘍に対して、上皮化させることを目的として使用した場合に、一連の治療計画につき同一箇所に対する移植は3回を限度とし、合計50枚を限度として算定する。なお、同一箇所に対して2回以上移植した場合は、その医学的理由と移植箇所、移植回数を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療月に1回に限り算定できる。 ウ ヒト自家移植組織(自家培養表皮)を栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症の治療を目的として使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳細を添付する。また、複数回に分けて治療することが予定されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄に記載する。 a 治療開始年月及び治療終了予定年月 b 治療間隔及び回数	
1317	左	上から16行目	(3)	(4)
1318	右	上から15～16行目	重度大動脈弁狭窄	重度大動脈弁狭窄又は外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全による症候性の弁膜症
1319	左	下から9行目	算定できる。	算定できる。また、TASCⅡC/D病変の、大動脈分岐部病変に対してキッシングステント法が適用される場合にあっては、1回の手術につき、標準型については4本を上限とする。
1319	左	下から8行目	TASCⅡD病変	浅大腿動脈のTASCⅡD病変
1319	左	下から5行目	[次行に追加]	(5) 腸骨動脈のTASCⅡA/B病変の、高度石灰化病変または閉塞性病変に使用した場合に当たっては詳細な画像所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載もしくは症状詳細に添付すること。
1319	右	下から3行目	[次行に追加]	201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあたっては、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り、算定できる。 202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット (1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。 (2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料(1日につき)「1」救命救命入院料1から「4」救命救命入院料4のいずれか、A301特定集中治療室管理料(1日につき)「1」特定集中治療室管理料1か

頁	欄	行	変更前	変更後
				ら「4」特定集中治療室管理料4のいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上の期間又はA302新生児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。 (3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。
1353	—	上から7行目	(最終改正;平成30年3月5日 厚生労働省令第20号)	(最終改正;令和元年5月7日 厚生労働省令第1号)
1362	処方箋様式		「平成」を「令和」に改め、「患者」の「生年月日」欄の「明大昭平」を「明大昭平令」に改める。	
1362	処方箋様式の「備考2」		日本工業規格A列5番	A列5番
1363	処方箋様式		「平成」を「令和」に改め、「患者」の「生年月日」欄の「明大昭平」を「明大昭平令」に改める。	
1363	処方箋様式の「備考2」		日本工業規格A列5番	A列5番
1396	—	上から5行目	(最終改正;平成30年5月21日 厚生労働省告示第229号)	(最終改正;令和元年7月2日 厚生労働省告示第57号)
1399	—	上から20~21行目	別表第2に記載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に記載されている医薬品	別表第2に記載されている医薬品を、同年10月1日以降においては別表第4に記載されている医薬品を、平成32年4月1日以降においては別表第5に記載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に記載されている医薬品(平成32年4月1日以降においては別表第6に記載されている医薬品を除く。)
1399	—	上から25行目	〔次行に追加〕	三 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第4項各号に掲げる患者申出療養に係る薬物を使用する場合
1400	—	上から8~9行目	及びエミシズマブ製剤	、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤及びヒドモロルフォン塩酸塩製剤
1400	—	上から20行目	及びスージャヌ配合錠	、スージャヌ配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミーナ配合錠(1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)、トラディアン配合錠AP、トラディアン配合錠BP、メトアナ配合錠HD、メトアナ配合錠LD、ジャルカ配合錠、ピクトルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テリルジー100エリプタ14吸入用、テリルジー100エリプタ30吸入用及びシムツェザ配合錠
1401	—	下から1行目	別表第3	別表第6
1487	—	上から9行目	(最終改正;平成30年3月5日 厚生労働省告示第44号)	(最終改正;平成30年11月19日 厚生労働省告示第385号)
1536	—	上から7行目	(I)から(III)まで	(I)から(9)まで
1536	—	上から8行目	当該保険医療機関の許可病床数が50床未満又は当該保険医療機関が保有する病棟が1のみである場合	ただし、当該保険医療機関の許可病床数が50床未満、当該保険医療機関が保有する病棟が1のみ又は平成30年11月30日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合

頁	欄	行	変更前	変更後
				に限る。), 専門病院入院基本料 (13対1入院基本料を除く。), 回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であるもの
1536	—	上から9行目	(1)から(11)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(11)まで	(1)から(9)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(9)まで
1548	—	上から3行目	〔次行に追加〕	(最終改正; 令元. 5. 28 保医発 0528 1)
1548 ～ 1549			〔「第2 届出に関する手続き」の「4」を次のように訂正する。〕 4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に規定する場合を除き、届出前1か月の実績を有していること。ただし、次に掲げる入院料に係る実績については、それぞれ以下に定めるところによること。なお、特に規定するもの他、単なる名称変更、移転等で実体的に開設者及び従事者に変更がないと考えられるものについては実績を要しない。 (1) 精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急入院料及び精神科救急・合併症入院料の施設基準については届出前4か月、回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料4及び回復期リハビリテーション病棟入院料5の施設基準については届出前6か月、地域移行機能強化病棟入院料の施設基準については届出前1年間の実績を有していること。 (2) 療養病棟入院基本料(許可病床数が200床以上の病院に限る。)を届け出る場合であって、データ提出加算に係る様式40の5を届け出ている場合は、当該様式を届け出た日の属する月から起算して1年以内の間は、様式40の7の届出を要しないこと。 (3) 急性期一般入院料2又は急性期一般入院料3については、届出前の直近3月以上急性期一般入院料1又は急性期一般入院料1若しくは急性期一般入院料2を算定している実績を有していること。ただし、平成30年3月31日時点で、診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号A100に掲げる7対1入院基本料の届出を行っている病棟並びに一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)及び専門病院入院基本料について、全ての病棟で包括的に届出を行うのではなく、看護配置が異なる病棟群(7対1入院基本料と10対1入院基本料の組み合わせに限る。)ごとによる届出を行っている保険医療機関における当該病棟にあつては、急性期一般入院料2又は3の基準を満たす限り、平成32年3月31日までの間、届出前の直近3月以上の急性期一般入院料1又は急性期一般入院料1若しくは急性期一般入院料2の算定実績を要しない。また、初診料の注12に規定する機能強化加算については、実績を要しない。	
1553	左	上から11～12行目	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(許可病床数が50床未満又は1病棟のみを有する保険医療機関を除く。)
1553	左	上から20～21行目	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成30年11月30日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。), 専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。), 回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であるものを除く。)
1553	左	下から18～17	(7対1入院基本料及び10対1入院基本	(10対1入院基本料に限る。)

頁	欄	行	変更前	変更後
		行目	料に限る。)	
1553	左	下から16～14 行目	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(許可病床数が50床未満又は1病棟のみを有する保険医療機関を除く。)
1553	左	下から6～5 行目	(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)	(10対1入院基本料に限る。)
1553	左	下から4～3 行目	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(許可病床数が50床未満又は1病棟のみを有する保険医療機関を除く。)
1553	右	上から23～25 行目	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(許可病床数が50床未満、1病棟のみを有する保険医療機関又は平成30年11月30日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。), 専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。), 回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するものうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であるものを除く。)
1568	左	下から23～21 行目	(許可病床数が50床未満又は1病棟のみを有する保険医療機関においては、平成32年3月31日)	(許可病床数が50床未満、1病棟のみを有する保険医療機関又は平成30年11月30日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。), 専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。), 回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するものうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であるものは、平成32年3月31日)
1574	左	上から15～16 行目	第6条の2の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
1611	右	上から14～15 行目	及びラコールNF配合経腸用半固形剤	, ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液
1633	右	上から1～3 行目	(許可病床数が50床未満又は1病棟のみを有する保険医療機関においては、平成32年3月31日)	(許可病床数が50床未満、1病棟のみを有する保険医療機関又は平成30年11月30日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。), 専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。), 回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するものうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保

頁	欄	行	変更前	変更後						
				険医療機関において200床未満であるものは、平成32年3月31日)						
1640	右	下から19行目	退院した場合	転院した場合						
1641	左	下から17行目	業務管理等に関する項目	業務管理等に関する項目 (オを除く。)						
1641	左	下から17行目	3項目以上	2項目以上						
1641	左	下から14～13行目	ア及びウからカまで	ア, ウ, エ及びカ						
1641	左	下から13行目	3項目以上	2項目以上						
1641	右	上から25行目	当該加算の届出	当該加算の様式48に係る届出						
1643	右	下から19行目	業務管理等に関する項目	業務管理等に関する項目 (オを除く。)						
1643	右	下から19行目	3項目以上	2項目以上						
1643	右	下から16～15行目	ア及びウからカまで	ア, ウ, エ及びカ						
1643	右	下から15行目	3項目以上	2項目以上						
1644	左	上から23行目	当該加算の届出	当該加算の様式48に係る届出						
1651	左	上から17～18行目	退院した場合	転院した場合						
1775	右	〔(3)の表中「オ」の項を以下のとおり改める。〕								
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">オ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上</td> <td style="width:10%; text-align:center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			オ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
オ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
1775	右	〔(3)の表中「(参考) 満たす必要がある項目数」の項を以下のとおり改める。〕								
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">(参考) 満たす必要がある項目数</td> <td style="width:15%;">4項目以上</td> <td style="width:15%;">3項目以上</td> <td style="width:15%;">4項目以上</td> <td style="width:15%;">4項目以上</td> <td style="width:20%;">2項目以上</td> </tr> </table>			(参考) 満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	2項目以上
(参考) 満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	2項目以上					
1820	左	上から6行目	(i + ii + iii + iv + v)	(i + ii + iii + iv + v + vi)						
1820	左	〔「様式50の3」の表の「再掲」の項中「iii」を「iv」に、「iv」を「v」に、「v」を「vi」に訂正し、新たに「iii」として次のように追加する。〕								
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">iii</td> <td style="width:70%;">直近3ヶ月に上記患者に対して提供された廃用症候群リハビリテーションの総単位数</td> <td style="width:20%;">単位</td> </tr> </table>			iii	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された廃用症候群リハビリテーションの総単位数	単位			
iii	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された廃用症候群リハビリテーションの総単位数	単位								
1883	一	上から9行目	(最終改正;平成30年5月21日 厚生労働省告示第229号)	(最終改正;平成31年4月26日 厚生労働省告示第242号)						
1891	一	上から18行目	九の七の三	九の七の二						
1924	一	上から4行目	〔次行に追加〕	イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュビルマブ製剤						
1931	一	上から3行目	〔次行に追加〕	(最終改正;令元. 5.28 保医発 0528 1)						
1948	右	下から16行目	基準を満たしていること。	基準を満たしていること。当該基準については、						
1953	左	上から3行目	〔次行に追加〕	(3) 保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。当該基準については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添3の第1の2の(4)と同様であること。						
1953	左	上から8行目	〔次行に追加〕	(3) 1の(3)の保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。						
1985	右	上から15～16行目	及びラコールNF配合経腸用半固形剤	, ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液						
2017	左	下から17～15行目	赤血球沈降速度, 赤血球数, 白血球数, 血小板数, ヘマトクリット値, ヘモグロビンA1c, 血液浸透圧	赤血球数, 白血球数, 血小板数, ヘマトクリット値						
2017	左	下から13～10行目	グルコース, アンモニア, ケトン体, アミラーゼ, 総窒素, 尿素窒素, 総コレステロール, インスリン, グルカゴン, ナトリウム, クロール, カリウム, 無機リン, カルシウム	グルコース, 尿素窒素, インスリン, ナトリウム, クロール, カリウム						
2065	右	下から5～4行目	及びラコールNF配合経腸用半固形剤	, ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液						

頁	欄	行	変更前	変更後
2222	左	上から17行目	(①/②) (③)	(②/①) (③)
2222	左	下から12行目	①が26台未満	①を上記期間の月数で除した値が26台未満
2222	左	下から11行目	①が26台以上	①を上記期間の月数で除した値が26台以上
2229	右	上から10行目	内科又は消化器内科の経験年数	消化器内科の経験年数
2306			(別紙1)の表の「03-3 訪問看護情報提供療養費3」の項中「※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)」を「※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者」に訂正する(2か所)。	

診療報酬点数表の改正内容(令和元年10月1日適用)

●令和元年8月19日厚生労働省告示第85号(令和元年10月1日適用)による改正

項 目	現 行	改 定 後
初 ・ 再 診 料		
A000 初診料		
初診料	282点	288点
(同一日2科目) (注5)	141点	144点
(紹介のない場合) (注2, 注3)	209点	214点
(妥結率が低い場合(特定妥結率初診料)) (注4)	209点	214点
(同一日2科目・紹介のない場合) (注5)	104点	107点
(同一日2科目・妥結率が低い場合(特定妥結率初診料)) (注5)	104点	107点
A001再診料		
再診料	72点	73点
(同日)	72点	73点
(同一日2科目) (注3)	36点	37点
(妥結率が低い場合(特定妥結率再診料)) (注2)	53点	54点
(同日・妥結率が低い場合(特定妥結率再診料))	53点	54点
(同一日2科目・妥結率が低い場合(特定妥結率再診料)) (注3)	26点	27点
A002外来診療料		
外来診療料	73点	74点
(同日)	73点	74点
(同一日2科目) (注5)	36点	37点
(紹介のない場合) (注2, 注3)	54点	55点
(同日・紹介のない場合)	54点	55点
(同一日2科目・紹介のない場合) (注5)	26点	27点
(同一日2科目・妥結率が低い場合(特定妥結率外来診療料)) (注5)	26点	27点
(妥結率が低い場合(特定妥結率外来診療料)) (注4)	54点	55点
(同日・妥結率が低い場合(特定妥結率外来診療料))	54点	55点
A003 オンライン診療料	70点	71点
入 院 基 本 料 (病 院)		
A100 一般病棟入院基本料		
1 急性期一般入院基本料		
イ 急性期一般入院料1	1,591点	1,650点
ロ 急性期一般入院料2	1,561点	1,619点
ハ 急性期一般入院料3	1,491点	1,545点
ニ 急性期一般入院料4	1,387点	1,440点
ホ 急性期一般入院料5	1,377点	1,429点
ヘ 急性期一般入院料6	1,357点	1,408点
ト 急性期一般入院料7	1,332点	1,382点
2 地域一般入院基本料		
イ 地域一般入院料1	1,126点	1,159点
ロ 地域一般入院料2	1,121点	1,153点
ハ 地域一般入院料3	960点	988点
特別入院基本料(注2)	584点	607点
A101 療養病棟入院基本料		
1 療養病棟入院料1		
イ 入院料A	1,810点	1,813点
(生活療養を受ける場合)	1,795点	1,798点
ロ 入院料B	1,755点	1,758点
(生活療養を受ける場合)	1,741点	1,744点
ハ 入院料C	1,468点	1,471点

項 目	現 行	改 定 後
(生活療養を受ける場合)	1,454点	1,457点
ニ 入院料D	1,412点	1,414点
(生活療養を受ける場合)	1,397点	1,399点
ホ 入院料E	1,384点	1,386点
(生活療養を受ける場合)	1,370点	1,372点
ヘ 入院料F	1,230点	1,232点
(生活療養を受ける場合)	1,215点	1,217点
ト 入院料G	967点	968点
(生活療養を受ける場合)	952点	953点
チ 入院料H	919点	920点
(生活療養を受ける場合)	904点	905点
リ 入院料I	814点	815点
(生活療養を受ける場合)	800点	801点
2 療養病棟入院料2		
イ 入院料A	1,745点	1,748点
(生活療養を受ける場合)	1,731点	1,734点
ロ 入院料B	1,691点	1,694点
(生活療養を受ける場合)	1,677点	1,680点
ハ 入院料C	1,403点	1,406点
(生活療養を受ける場合)	1,389点	1,392点
ニ 入院料D	1,347点	1,349点
(生活療養を受ける場合)	1,333点	1,335点
ホ 入院料E	1,320点	1,322点
(生活療養を受ける場合)	1,305点	1,307点
ヘ 入院料F	1,165点	1,167点
(生活療養を受ける場合)	1,151点	1,153点
ト 入院料G	902点	903点
(生活療養を受ける場合)	888点	889点
チ 入院料H	854点	855点
(生活療養を受ける場合)	840点	841点
リ 入院料I	750点	751点
(生活療養を受ける場合)	735点	736点
特別入院基本料(注2)	576点	577点
(生活療養を受ける場合)(注2)	562点	563点
経過措置(注12)		
(療養病棟入院料2のそれぞれの100分の80に相当する点数を算定する場合、一定の点数を下回る場合にはその点数を算定することになる点数)	586点	587点
(生活療養を受ける場合)	572点	573点
A102 結核病棟入院基本料		
1 7対1入院基本料	1,591点	1,654点
2 10対1入院基本料	1,332点	1,385点
3 13対1入院基本料	1,121点	1,165点
4 15対1入院基本料	960点	998点
5 18対1入院基本料	822点	854点
6 20対1入院基本料	775点	806点
特別入院基本料(注2)	559点	581点
夜勤時間特別入院基本料(特別入院基本料の点数を下回る場合)(注6)	569点	591点
A103 精神病棟入院基本料		
1 10対1入院基本料	1,271点	1,287点
2 13対1入院基本料	946点	958点
3 15対1入院基本料	824点	830点
4 18対1入院基本料	735点	740点
5 20対1入院基本料	680点	685点

項 目	現 行	改 定 後
特別入院基本料 (注2)	559点	561点
夜勤時間特別入院基本料 (特別入院基本料の点数を下回る場合) (注9)	569点	571点
A104 特定機能病院入院基本料		
1 一般病棟の場合		
イ 7対1入院基本料	1,599点	1,718点
ロ 10対1入院基本料	1,339点	1,438点
2 結核病棟の場合		
イ 7対1入院基本料	1,599点	1,718点
ロ 10対1入院基本料	1,339点	1,438点
ハ 13対1入院基本料	1,126点	1,210点
ニ 15対1入院基本料	965点	1,037点
3 精神病棟の場合		
イ 7対1入院基本料	1,350点	1,450点
ロ 10対1入院基本料	1,278点	1,373点
ハ 13対1入院基本料	951点	1,022点
ニ 15対1入院基本料	868点	933点
A105 専門病院入院基本料		
1 7対1入院基本料	1,591点	1,667点
2 10対1入院基本料	1,332点	1,396点
3 13対1入院基本料	1,121点	1,174点
A106 障害者施設等入院基本料		
1 7対1入院基本料	1,588点	1,615点
2 10対1入院基本料	1,329点	1,356点
3 13対1入院基本料	1,118点	1,138点
4 15対1入院基本料	978点	995点
特定入院基本料 (注5)	966点	969点
(月平均夜勤時間超過減算) (注5)	860点	863点
脳卒中患者の場合 (注6)		
イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,465点	1,496点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,331点	1,358点
ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,317点	1,343点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,184点	1,206点
ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,219点	1,244点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,086点	1,107点
A108 有床診療所入院基本料		
1 有床診療所入院基本料 1		
イ 14日以内の期間	861点	917点
ロ 15日以上30日以内の期間	669点	712点
ハ 31日以上	567点	604点
2 有床診療所入院基本料 2		
イ 14日以内の期間	770点	821点
ロ 15日以上30日以内の期間	578点	616点
ハ 31日以上	521点	555点
3 有床診療所入院基本料 3		
イ 14日以内の期間	568点	605点
ロ 15日以上30日以内の期間	530点	567点
ハ 31日以上	500点	534点
4 有床診療所入院基本料 4		
イ 14日以内の期間	775点	824点

項 目	現 行	改 定 後
□ 15日以上30日以内の期間	602点	640点
ハ 31日以上の期間	510点	542点
5 有床診療所入院基本料 5		
イ 14日以内の期間	693点	737点
□ 15日以上30日以内の期間	520点	553点
ハ 31日以上の期間	469点	499点
6 有床診療所入院基本料 6		
イ 14日以内の期間	511点	543点
□ 15日以上30日以内の期間	477点	509点
ハ 31日以上の期間	450点	480点
A109 有床診療所療養病床入院基本料		
1 入院基本料 A (生活療養を受ける場合)	994点	1,057点
2 入院基本料 B (生活療養を受ける場合)	980点	1,042点
3 入院基本料 C (生活療養を受ける場合)	888点	945点
4 入院基本料 D (生活療養を受ける場合)	874点	929点
5 入院基本料 E (生活療養を受ける場合)	779点	827点
特別入院基本料 (注2) (生活療養を受ける場合) (注2)	765点	813点
	614点	653点
	599点	638点
	530点	564点
	516点	549点
	459点	488点
	444点	473点
特 定 入 院 料		
A300 救命救急入院料		
1 救命救急入院料 1		
イ 3日以内の期間	9,869点	10,223点
□ 4日以上7日以内の期間	8,929点	9,250点
ハ 8日以上14日以内の期間	7,623点	7,897点
2 救命救急入院料 2		
イ 3日以内の期間	11,393点	11,802点
□ 4日以上7日以内の期間	10,316点	10,686点
ハ 8日以上14日以内の期間	9,046点	9,371点
3 救命救急入院料 3		
イ 救命救急入院料		
(1) 3日以内の期間	9,869点	10,223点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,929点	9,250点
(3) 8日以上14日以内の期間	7,623点	7,897点
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 3日以内の期間	9,869点	10,223点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,929点	9,250点
(3) 8日以上60日以内の期間	8,030点	8,318点
4 救命救急入院料 4		
イ 救命救急入院料		
(1) 3日以内の期間	11,393点	11,802点
(2) 4日以上7日以内の期間	10,316点	10,686点
(3) 8日以上14日以内の期間	9,046点	9,371点
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 3日以内の期間	11,393点	11,802点
(2) 4日以上7日以内の期間	10,316点	10,686点
(3) 8日以上14日以内の期間	9,046点	9,371点
(4) 15日以上60日以内の期間	8,030点	8,318点
A301 特定集中治療室管理料		

項 目	現 行	改 定 後
1 特定集中治療室管理料 1		
イ 7日以内の期間	13,650点	14,211点
ロ 8日以上14日以内の期間	12,126点	12,633点
2 特定集中治療室管理料 2		
イ 特定集中治療室管理料		
(1) 7日以内の期間	13,650点	14,211点
(2) 8日以上14日以内の期間	12,126点	12,633点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 7日以内の期間	13,650点	14,211点
(2) 8日以上60日以内の期間	12,319点	12,833点
3 特定集中治療室管理料 3		
イ 7日以内の期間	9,361点	9,697点
ロ 8日以上14日以内の期間	7,837点	8,118点
4 特定集中治療室管理料 4		
イ 特定集中治療室管理料		
(1) 7日以内の期間	9,361点	9,697点
(2) 8日以上14日以内の期間	7,837点	8,118点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(1) 7日以内の期間	9,361点	9,697点
(2) 8日以上60日以内の期間	8,030点	8,318点
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料		
1 ハイケアユニット入院医療管理料 1	6,584点	6,855点
2 ハイケアユニット入院医療管理料 2	4,084点	4,224点
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	5,804点	6,013点
A301-4 小児特定集中治療室管理料		
1 7日以内の期間	15,752点	16,317点
2 8日以上14日以内の期間	13,720点	14,211点
A302 新生児特定集中治療室管理料		
1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,174点	10,539点
2 新生児特定集中治療室管理料 2	8,109点	8,434点
A303 総合周産期特定集中治療室管理料		
1 母体・胎児集中治療室管理料	7,125点	7,381点
2 新生児集中治療室管理料	10,174点	10,539点
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	5,499点	5,697点
A305 一類感染症患者入院医療管理料		
1 14日以内の期間	9,046点	9,371点
2 15日以上14日以内の期間	7,826点	8,108点
A306 特殊疾患入院医療管理料	2,009点	2,070点
脳卒中患者の場合(注4)		
イ 医療区分2の患者に相当するもの	1,857点	1,909点
ロ 医療区分1の患者に相当するもの	1,701点	1,743点
A307 小児入院医療管理料		
1 小児入院医療管理料 1	4,584点	4,750点
2 小児入院医療管理料 2	4,076点	4,224点
3 小児入院医療管理料 3	3,670点	3,803点
4 小児入院医療管理料 4	3,060点	3,171点
5 小児入院医療管理料 5	2,145点	2,206点
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料		
1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1	2,085点	2,129点
(生活療養を受ける場合)	2,071点	2,115点
2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2	2,025点	2,066点
(生活療養を受ける場合)	2,011点	2,051点

項 目	現 行	改 定 後
3 回復期リハビリテーション病棟入院料3 (生活療養を受ける場合)	1,861点 1,846点	1,899点 1,884点
4 回復期リハビリテーション病棟入院料4 (生活療養を受ける場合)	1,806点 1,791点	1,841点 1,827点
5 回復期リハビリテーション病棟入院料5 (生活療養を受ける場合)	1,702点 1,687点	1,736点 1,721点
6 回復期リハビリテーション病棟入院料6 (生活療養を受ける場合)	1,647点 1,632点	1,678点 1,664点
A308-3 地域包括ケア病棟入院料		
1 地域包括ケア病棟入院料1 (生活療養を受ける場合)	2,738点 2,724点	2,809点 2,794点
2 地域包括ケア入院医療管理料1 (生活療養を受ける場合)	2,738点 2,724点	2,809点 2,794点
3 地域包括ケア病棟入院料2 (生活療養を受ける場合)	2,558点 2,544点	2,620点 2,605点
4 地域包括ケア入院医療管理料2 (生活療養を受ける場合)	2,558点 2,544点	2,620点 2,605点
5 地域包括ケア病棟入院料3 (生活療養を受ける場合)	2,238点 2,224点	2,285点 2,270点
6 地域包括ケア入院医療管理料3 (生活療養を受ける場合)	2,238点 2,224点	2,285点 2,270点
7 地域包括ケア病棟入院料4 (生活療養を受ける場合)	2,038点 2,024点	2,076点 2,060点
8 地域包括ケア入院医療管理料4 (生活療養を受ける場合)	2,038点 2,024点	2,076点 2,060点
地域包括ケア病棟入院料1(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	2,371点 2,357点	2,433点 2,418点
地域包括ケア入院医療管理料1(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	2,371点 2,357点	2,433点 2,418点
地域包括ケア病棟入院料2(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	2,191点 2,177点	2,244点 2,230点
地域包括ケア入院医療管理料2(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	2,191点 2,177点	2,244点 2,230点
地域包括ケア病棟入院料3(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	1,943点 1,929点	1,984点 1,970点
地域包括ケア入院医療管理料3(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	1,943点 1,929点	1,984点 1,970点
地域包括ケア病棟入院料4(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	1,743点 1,729点	1,774点 1,760点
地域包括ケア入院医療管理料4(特定地域)(注2) (生活療養を受ける場合)(注2)	1,743点 1,729点	1,774点 1,760点
A309 特殊疾患病棟入院料		
1 特殊疾患病棟入院料1	2,008点	2,070点
2 特殊疾患病棟入院料2	1,625点	1,675点
脳卒中患者の場合(注4)		
イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,857点	1,910点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,701点	1,745点
ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合		
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,608点	1,657点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,452点	1,491点
A310 緩和ケア病棟入院料		
1 緩和ケア病棟入院料1		

項 目	現 行	改 定 後
イ 30日以内の期間	5,051点	5,207点
ロ 31日以上60日以内の期間	4,514点	4,654点
ハ 61日以上	3,350点	3,450点
2 緩和ケア病棟入院料 2		
イ 30日以内の期間	4,826点	4,970点
ロ 31日以上60日以内の期間	4,370点	4,501点
ハ 61日以上	3,300点	3,398点
A311 精神科救急入院料		
1 精神科救急入院料 1		
イ 30日以内の期間	3,557点	3,579点
ロ 31日以上	3,125点	3,145点
2 精神科救急入院料 2		
イ 30日以内の期間	3,351点	3,372点
ロ 31日以上	2,920点	2,938点
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料		
1 精神科急性期治療病棟入院料 1		
イ 30日以内の期間	1,984点	1,997点
ロ 31日以上	1,655点	1,665点
2 精神科急性期治療病棟入院料 2		
イ 30日以内の期間	1,881点	1,883点
ロ 31日以上	1,552点	1,554点
A311-3 精神科救急・合併症入院料		
1 30日以内の期間	3,560点	3,579点
2 31日以上	3,128点	3,145点
A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料	2,957点	2,995点
A312 精神療養病棟入院料	1,090点	1,091点
A314 認知症治療病棟入院料		
1 認知症治療病棟入院料 1		
イ 30日以内の期間	1,809点	1,811点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,501点	1,503点
ハ 61日以上	1,203点	1,204点
2 認知症治療病棟入院料 2		
イ 30日以内の期間	1,316点	1,318点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,111点	1,112点
ハ 61日以上	987点	988点
A317 特定一般病棟入院料		
1 特定一般病棟入院料 1	1,121点	1,152点
2 特定一般病棟入院料 2	960点	987点
特定一般病棟入院料 (地域包括ケア入院医療管理料 1に該当する場合)(注7)	2,371点	2,432点
特定一般病棟入院料 (地域包括ケア入院医療管理料 2に該当する場合)(注7)	2,191点	2,243点
特定一般病棟入院料 (地域包括ケア入院医療管理料 3に該当する場合)(注7)	1,943点	1,983点
特定一般病棟入院料 (地域包括ケア入院医療管理料 4に該当する場合)(注7)	1,743点	1,773点
A318 地域移行機能強化病棟入院料	1,527点	1,539点
短期滞在手術等基本料		
A400 短期滞在手術等基本料		
1 短期滞在手術等基本料 1	2,856点	2,947点
2 短期滞在手術等基本料 2	4,918点	5,075点
(生活療養を受ける場合)	4,890点	5,046点
3 短期滞在手術等基本料 3		
(※手術該当分以外を補てん)		
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合	9,265点	9,424点
(生活療養を受ける場合)	9,194点	9,350点

項 目	現 行	改 定 後
ロ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 (生活療養を受ける場合)	6,090点 6,019点	6,237点 6,164点
ハ D413 前立腺針生検法 (生活療養を受ける場合)	11,334点 11,263点	11,736点 11,662点
ニ K093-2 関節鏡下手根管開放手術 (生活療養を受ける場合)	19,394点 19,323点	19,747点 19,673点
ホ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側) (生活療養を受ける場合)	41,072点 41,001点	42,138点 42,064点
ヘ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの(片側) (生活療養を受ける場合)	22,010点 21,939点	22,411点 22,337点
ト K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ挿入を挿入する場合 ロ その他のもの(両側) (生活療養を受ける場合)	37,272点 37,201点	37,839点 37,765点
チ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 (生活療養を受ける場合)	19,967点 19,896点	20,756点 20,683点
リ K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 (生活療養を受ける場合)	37,350点 37,279点	38,243点 38,169点
ヌ K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 (生活療養を受ける場合)	23,655点 23,584点	24,242点 24,168点
ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法(一連として) (生活療養を受ける場合)	12,082点 12,011点	12,507点 12,433点
ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術 (生活療養を受ける場合)	11,390点 11,319点	11,704点 11,630点
ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	34,388点 34,317点	35,444点 35,371点
カ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(3歳以上6歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	27,515点 27,444点	28,368点 28,294点
ヨ K633ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(6歳以上15歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	24,715点 24,644点	25,578点 25,505点
タ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(15歳以上に限る。) (生活療養を受ける場合)	24,540点 24,469点	25,394点 25,321点
レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	68,168点 68,097点	69,217点 69,143点
ソ K634腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳以上6歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	54,494点 54,423点	55,428点 55,354点
ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(6歳以上15歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	43,122点 43,051点	44,061点 43,988点
ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(15歳以上に限る。) (生活療養を受ける場合)	50,397点 50,326点	51,719点 51,645点
ナ K721 内視鏡の大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 (生活療養を受ける場合)	14,163点 14,092点	14,525点 14,451点
ラ K721 内視鏡の大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 (生活療養を受ける場合)	17,699点 17,628点	18,141点 18,068点
ム K743 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの) (生活療養を受ける場合)	12,079点 12,008点	12,383点 12,309点
ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき) (生活療養を受ける場合)	27,934点 27,863点	28,268点 28,194点
キ K867 子宮頸部(腔部)切除術 (生活療養を受ける場合)	17,552点 17,481点	18,179点 18,106点
ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	34,354点	35,141点

項 目	現 行	改 定 後
(生活療養を受ける場合)	34,283点	35,067点
オ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療	59,998点	60,403点
(生活療養を受ける場合)	59,927点	60,330点
医 学 管 理 等		
B001-2 小児科外来診療料		
1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合		
イ 初診時	572点	599点
ロ 再診時	383点	406点
2 1以外の場合		
イ 初診時	682点	716点
ロ 再診時	493点	524点
B001-2-7 外来リハビリテーション診療料		
1 外来リハビリテーション診療料1	72点	73点
2 外来リハビリテーション診療料2	109点	110点
B001-2-8 外来放射線照射診療料	292点	297点
B001-2-9 地域包括診療料		
1 地域包括診療料1	1,560点	1,660点
2 地域包括診療料2	1,503点	1,600点
B001-2-10 認知症地域包括診療料		
1 認知症地域包括診療料1	1,580点	1,681点
2 認知症地域包括診療料2	1,515点	1,613点
B001-2-11 小児かかりつけ診療料		
1 処方箋を交付する場合		
イ 初診時	602点	631点
ロ 再診時	413点	438点
2 処方箋を交付しない場合		
イ 初診時	712点	748点
ロ 再診時	523点	556点
在 宅 医 療		
C001 在宅患者訪問診療料 (I)		
1 在宅患者訪問診療料1		
イ 同一建物居住者以外の場合	833点	888点
ロ 同一建物居住者の場合	203点	213点
2 在宅患者訪問診療料2		
イ 同一建物居住者以外の場合	830点	884点
ロ 同一建物居住者の場合	178点	187点
C001-2 在宅患者訪問診療料 (II)	144点	150点

材料価格基準の改正内容(令和元年10月1日適用)

●令和元年8月19日厚生労働省告示第88号(令和元年10月1日適用)による改正

項目	現 行	改 定 後	項目	現 行	改 定 後
I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			用栄養用ディスポーザブルカテーテル		
001 腹膜透析液交換セット			(1) 経鼻用		
(1) 交換キット	544円	554円	① 一般用	180円	183円
(2) 回路			② 乳幼児用		
① Yセット	868円	884円	ア 一般型	92円	94円
② APDセット	5,370円	5,470円	イ 非DEHP型	144円	147円
③ IPDセット	1,020円	1,040円	③ 経腸栄養用	1,600円	1,630円
			④ 特殊型	2,070円	2,110円
			(2) 腸瘻用	4,470円	3,880円
002 在宅中心静脈栄養用輸液セット			006 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)		
(1) 本体	1,490円	1,520円	(1) ダイアライザー		
(2) 付属品			① Ia型(膜面積1.5㎡未満)	1,510円	1,480円
① フーバー針	411円	419円	② Ia型(膜面積1.5㎡以上)	1,520円	1,500円
② 輸液バッグ	406円	414円	③ Ib型(膜面積1.5㎡未満)	1,610円	1,340円
			④ Ib型(膜面積1.5㎡以上)	1,490円	1,520円
			⑤ IIa型(膜面積1.5㎡未満)	1,440円	1,470円
			⑥ IIa型(膜面積1.5㎡以上)	1,540円	1,490円
			⑦ IIb型(膜面積1.5㎡未満)	1,600円	1,630円
			⑧ IIb型(膜面積1.5㎡以上)	1,620円	1,580円
			⑨ S型(膜面積1.5㎡未満)	1,610円	同左
			⑩ S型(膜面積1.5㎡以上)	1,630円	1,620円
			⑪ 特定積層型	5,780円	5,700円
			(2) 吸着型血液浄化器(β ₂ -ミクログロブリン除去用)	22,200円	22,000円
003 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ			007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ		
(1) 一般型			(1) 化学療法用	3,490円	3,300円
① カフ付き気管切開チューブ			(2) 標準型	3,210円	3,180円
ア カフ上部吸引機能あり			(3) PCA型	4,430円	4,460円
i 一重管	4,350円	4,190円			
ii 二重管	5,870円	5,840円			
イ カフ上部吸引機能なし					
i 一重管	3,730円	3,800円			
ii 二重管	6,030円	6,140円			
② カフなし気管切開チューブ	4,120円	4,100円			
(2) 輪状甲状膜切開チューブ	3,750円	3,600円			
(3) 保持用気管切開チューブ	6,100円	6,180円			
004 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル			008 皮膚欠損用創傷被覆材		
(1) 2管一般(I)	229円	233円	(1) 真皮に至る創傷用	1cm ² 当たり6円	同左
(2) 2管一般(II)			(2) 皮下組織に至る創傷用		
① 標準型	564円	574円	① 標準型	1cm ² 当たり10円	同左
② 閉鎖式導尿システム	633円	645円	② 異形型	1g当たり37円	1g当たり35円
(3) 2管一般(III)					
① 標準型	1,620円	1,650円			
② 閉鎖式導尿システム	1,690円	1,720円			
(4) 特定(I)	748円	756円			
(5) 特定(II)	2,050円	2,090円			
005 在宅寝たきり患者処置					

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
(3) 筋・骨に至る創傷用	1 cm ² 当たり 25円	同左	(2) バルーン付		
009 非固着性シリコンガーゼ			① 太径	170,000円	173,000円
(1) 広範囲熱傷用	1,060円	1,080円	② 細径	180,000円	183,000円
(2) 平坦部位用	139円	142円	008 血管内視鏡カテーテル	163,000円	166,000円
(3) 凹凸部位用	303円	309円	009 血管造影用カテーテル		
010 水循環回路セット	1,080,000円	1,100,000円	(1) 一般用	2,000円	1,890円
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			(2) バルーン型（Ⅰ）	13,300円	13,400円
001 血管造影用シースイントロドゥーサーセット			(3) バルーン型（Ⅱ）	30,800円	30,900円
(1) 一般用	2,310円	2,230円	(4) 心臓マルチパーパス型	3,730円	3,500円
(2) 蛇行血管用	3,040円	2,900円	(5) サイジング機能付加	4,210円	3,230円
(3) 選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）	15,000円	14,600円	010 血管造影用マイクロカテーテル		
(4) 大動脈用ステントグラフト用	29,400円	29,900円	(1) オーバーザワイヤー		
(5) 遠位端可動型	125,000円	122,000円	① 選択的アプローチ型		
002 ダイレーター	2,440円	2,490円	ア ブレードあり	39,500円	38,500円
003 動脈圧測定用カテーテル			イ ブレードなし	35,100円	35,800円
(1) 肺動脈圧及び肺動脈楔入圧測定用カテーテル	14,100円	同左	② 造影能強化型	30,800円	同左
(2) 末梢動脈圧測定用カテーテル	2,100円	2,140円	③ デタッチャブルコイル用	53,600円	53,400円
004 冠状静脈洞内血液採取用カテーテル	3,660円	3,540円	(2) フローダイレクト	64,600円	64,300円
005 サーマダイリユーション用カテーテル			(3) 遠位端可動型治療用	73,100円	74,500円
(1) 一般型			011 心臓造影用センサー付カテーテル	111,000円	113,000円
① 標準型			012 血管造影用ガイドワイヤー		
ア 標準型	11,100円	10,400円	(1) 交換用	2,640円	2,450円
イ 輸液又はペーシンググリッド用ルーメンあり	21,000円	18,000円	(2) 微細血管用	14,200円	13,900円
② 混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり	51,400円	52,400円	013 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー		
③ ペーシング機能あり	37,800円	38,500円	(1) 一般用	13,300円	12,500円
(2) 連続心拍出量測定機能あり			(2) 複合・高度狭窄部位用	17,800円	16,800円
① 混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり	50,900円	51,200円	014 冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー		
② 混合静脈血酸素飽和度モニター機能なし	46,000円	46,700円	(1) フローセンサー型	155,000円	158,000円
(3) 一側肺動脈閉塞試験機能あり	74,400円	74,600円	(2) コンビネーション型	257,000円	262,000円
006 体外式連続心拍出量測定用センサー	36,500円	37,200円	015 弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー		
007 血管内超音波プローブ			(1) ガイドワイヤー	24,500円	24,400円
(1) 標準			(2) 僧帽弁誘導用スタイルット	24,100円	24,500円
① 太径	74,200円	68,500円	016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット	5,860円	5,970円
② 細径	89,500円	84,200円	017 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル	1,100円	1,120円
			018 削除		
			019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ		
			(1) 化学療法用	3,490円	3,300円
			(2) 標準型	3,210円	3,180円
			(3) PCA型	4,430円	4,460円
			020 プラスチックカニューレ型静脈内留置針		
			(1) 標準型	89円	91円

項 目	現 行	改 定 後	項 目	現 行	改 定 後
(2) 針刺し事故防止機構付加型	95円	96円	028 胃管カテーテル		
021 中心静脈用カテーテル			(1) シングルルーメン	87円	89円
(1) 中心静脈カテーテル			(2) ダブルルーメン		
① 標準型			① 標準型	496円	446円
ア シングルルーメン	1,820円	1,790円	② 特殊型	1,480円	1,510円
イ マルチルーメン	7,080円	7,210円	(3) マグネット付き	6,160円	6,270円
② 抗血栓性型	2,250円	2,290円	029 吸引留置カテーテル		
③ 極細型	7,350円	7,490円	(1) 能動吸引型		
④ カフ付き	19,600円	20,000円	① 胸腔用		
⑤ 酸素飽和度測定機能付き	34,900円	35,500円	ア 一般型		
⑥ 抗菌型	9,550円	9,730円	i 軟質型	1,680円	1,710円
(2) 末梢留置型中心静脈カテーテル			ii 硬質型	1,130円	1,150円
① 標準型			イ 抗血栓性	3,080円	2,950円
ア シングルルーメン	1,670円	1,700円	② 心嚢・縦隔穿刺用	15,200円	15,500円
イ マルチルーメン	7,190円	7,320円	③ 肺全摘術後用	34,800円	35,400円
② 特殊型			④ 創部用		
ア シングルルーメン	13,200円	13,400円	ア 軟質型	4,570円	4,650円
イ マルチルーメン	20,500円	20,900円	イ 硬質型	3,990円	4,060円
022 抗悪性腫瘍剤注入用肝動脈塞栓材	1mL当たり 1,230円	1mL当たり 1,240円	⑤ サンプドレーン	2,650円	2,700円
023 涙液・涙道シリコンチューブ	18,500円	18,800円	(2) 受動吸引型		
024 脳・脊髄腔用カニューレ			① フィルム・チューブドレーン		
(1) 排液用			ア フィルム型	261円	264円
① 皮下・硬膜外用	2,810円	2,860円	イ チューブ型	896円	907円
② 頭蓋内用	6,180円	6,170円	② 胆膵用		
③ 脊髄クモ膜下腔用	12,400円	12,100円	ア 胆管チューブ	1,960円	2,000円
(2) 脳圧測定用	73,500円	74,900円	イ 胆嚢管チューブ	12,500円	12,700円
025 套管針カテーテル			ウ 膵管チューブ	5,990円	5,800円
(1) シングルルーメン			030 イレウス用ロングチューブ		
① 標準型	1,980円	2,020円	(1) 標準型		
② 細径穿刺針型	5,160円	5,150円	① 経鼻挿入型	24,200円	22,500円
(2) ダブルルーメン	2,490円	2,540円	② 経肛門挿入型	41,500円	42,300円
(3) 特殊型	49,600円	48,000円	(2) スプリント機能付加型	35,600円	36,200円
026 栄養カテーテル			031 腎瘻又は膀胱瘻用材料		
(1) 経鼻用			(1) 腎瘻用カテーテル		
① 一般用	180円	183円	① ストレート型	737円	740円
② 乳幼児用			② マレコ型	6,050円	6,090円
ア 一般型	92円	94円	③ カテーテルステント型	10,000円	10,200円
イ 非DEHP型	144円	147円	④ 腎盂バルーン型	2,250円	2,290円
③ 経腸栄養用	1,600円	1,630円	(2) 膀胱瘻用カテーテル	3,800円	同左
④ 特殊型	2,070円	2,110円	(3) ダイレーター		
(2) 腸瘻用	4,470円	3,880円	① シースあり	2,620円	2,670円
027 気管内チューブ			② シースなし	2,100円	2,140円
(1) カフあり			(4) 穿刺針	1,880円	1,910円
① カフ上部吸引機能あり	2,560円	2,610円	(5) 膀胱瘻用穿孔針	5,710円	5,820円
② カフ上部吸引機能なし	562円	569円	032 経鼓膜換気チューブ		
(2) カフなし	605円	616円	(1) 短期留置型	3,940円	4,010円
			(2) 長期留置型	2,280円	2,320円
			033 経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナージ用材料		
			(1) カテーテル	4,520円	4,600円

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
(2) ダイレーター			i 一重管	4,350円	4,190円
① シースあり	2,620円	2,670円	ii 二重管	5,870円	5,840円
② シースなし	2,100円	2,140円	イ カフ上部吸引機能なし		
(3) 穿刺針	1,880円	1,910円	i 一重管	3,730円	3,800円
(4) 経鼻法用ワイヤー	18,500円	18,800円	ii 二重管	6,030円	6,140円
(5) 経鼻法用カテーテル	7,200円	7,330円	② カフなし気管切開チューブ	4,120円	4,100円
034 胆道ステントセット			(2) 輪状甲状膜切開チューブ	3,750円	3,600円
(1) 一般型			(3) 保持用気管切開チューブ	6,100円	6,180円
① 永久留置型			039 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル		
ア ステント			(1) 2管一般(I)	229円	233円
i ロング	91,900円	93,600円	(2) 2管一般(II)		
ii ショート	77,500円	78,900円	① 標準型	564円	574円
イ デリバリーシステム	24,900円	25,400円	② 閉鎖式導尿システム	633円	645円
② 一時留置型			(3) 2管一般(III)		
ア ステント	3,950円	4,020円	① 標準型	1,620円	1,650円
イ デリバリーシステム	13,500円	13,200円	② 閉鎖式導尿システム	1,690円	1,720円
(2) 自動装着システム付			(4) 特定(I)	748円	756円
① 永久留置型			(5) 特定(II)	2,050円	2,090円
ア カバーあり	232,000円	231,000円	(6) 圧迫止血	4,600円	4,680円
イ カバーなし	216,000円	218,000円	040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。)		
② 一時留置型	44,800円	45,600円	(1) ダイアライザー		
035 尿管ステントセット			① Ia型(膜面積1.5㎡未満)	1,510円	1,480円
(1) 一般型			② Ia型(膜面積1.5㎡以上)	1,520円	1,500円
① 標準型	15,000円	15,300円	③ Ib型(膜面積1.5㎡未満)	1,610円	1,340円
② 異物付着防止型	23,400円	23,800円	④ Ib型(膜面積1.5㎡以上)	1,490円	1,520円
③ 長期留置型	136,000円	139,000円	⑤ IIa型(膜面積1.5㎡未満)	1,440円	1,470円
(2) 外瘻用			⑥ IIa型(膜面積1.5㎡以上)	1,540円	1,490円
① 腎盂留置型			⑦ IIb型(膜面積1.5㎡未満)	1,600円	1,630円
ア 標準型	7,760円	7,900円	⑧ IIb型(膜面積1.5㎡以上)	1,620円	1,580円
イ 異物付着防止型	42,600円	42,900円	⑨ S型(膜面積1.5㎡未満)	1,610円	同左
② 尿管留置型	1,970円	2,010円	⑩ S型(膜面積1.5㎡以上)	1,630円	1,620円
(3) エンドパイロトミー用	26,500円	21,600円	⑪ 特定積層型	5,780円	5,700円
036 尿道ステント			(2) ヘモフィルター	4,630円	4,590円
(1) 一時留置(交換)型			(3) 吸着型血液浄化器(β ₂ -ミクログロブリン除去用)	22,200円	22,000円
① 長期留置型	166,000円	169,000円	(4) 持続緩徐式血液濾過器		
② 短期留置型	33,000円	33,600円	① 標準型	26,500円	27,000円
037 交換用胃瘻カテーテル			② 特殊型	27,400円	同左
(1) 胃留置型			038 気管切開後留置用チューブ		
① バンパー型			(1) 一般型		
ア ガイドワイヤーあり	21,700円	同左	① カフ付き気管切開チューブ		
イ ガイドワイヤーなし	16,300円	16,600円	ア カフ上部吸引機能あり		
② バルーン型	7,340円	7,480円			
(2) 小腸留置型	15,500円	15,800円			

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
(5) ヘモダイアフィルター	2,750円	2,800円	② 上肢用	403円	410円
041 削除			③ 下肢用	679円	648円
042 緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル			④ 鼻骨用	5,050円	5,140円
(1) シングルルーメン			(3) ハローベスト (ベスト部分)	253,000円	255,000円
① 一般型	7,830円	7,980円	(4) ヒール	363円	370円
② 交換用	2,050円	1,870円	057 人工股関節用材料		
(2) ダブルルーメン以上			(1) 骨盤側材料		
① 一般型	14,800円	15,100円	① 臼蓋形成用カップ (直接固定型)		
② カフ型	41,600円	42,400円	ア 標準型	129,000円	131,000円
043 削除			イ 特殊型	182,000円	185,000円
044 血漿交換用血漿分離器	29,000円	29,500円	ウ デュアルモビリティ用	143,000円	146,000円
045 血漿交換用血漿成分分離器	23,700円	24,100円	② 臼蓋形成用カップ (間接固定型)	58,300円	59,400円
046 血漿交換療法用特定保険医療材料			③ カップ・ライナー一体型 (間接固定型)		
(1) 血漿交換用ディスポーザブル選択的血漿成分吸着器 (劇症肝炎用)	70,700円	70,800円	ア カップ・ライナー一体型 (Ⅱ)	75,600円	77,000円
(2) 血漿交換用ディスポーザブル選択的血漿成分吸着器 (劇症肝炎用以外)	82,100円	83,600円	イ カップ・ライナー一体型 (Ⅲ)	94,700円	96,500円
047 吸着式血液浄化用浄化器 (エンドトキシン除去用)	356,000円	362,000円	④ ライナー		
048 吸着式血液浄化用浄化器 (肝性昏睡用又は薬物中毒用)	131,000円	133,000円	ア 標準型	47,100円	48,000円
049 白血球吸着用材料			イ 特殊型	71,700円	73,000円
(1) 一般用	123,000円	125,000円	ウ デュアルモビリティ対応型	75,800円	77,200円
(2) 低体重者・小児用	126,000円	128,000円	⑤ デュアルモビリティ化ライナー	56,700円	57,800円
050 削除			(2) 大腿骨側材料		
051 腹膜透析用接続チューブ	12,800円	12,900円	① 大腿骨ステム (直接固定型)		
052 腹膜透析用カテーテル			ア 標準型	305,000円	310,000円
(1) 長期留置型	94,400円	96,100円	イ 特殊型	490,000円	499,000円
(2) 緊急留置型	812円	827円	② 大腿骨ステム (間接固定型)	179,000円	182,000円
053 腹膜透析液交換セット			③ 大腿骨ステムヘッド		
(1) 交換キット	544円	554円	ア 大腿骨ステムヘッド (Ⅰ)	83,100円	83,500円
(2) 回路			イ 大腿骨ステムヘッド (Ⅱ)	115,000円	117,000円
① Yセット	868円	884円	④ 人工骨頭用		
② APDセット	5,370円	5,470円	ア モノポーラカップ	85,600円	87,200円
③ IPDセット	1,020円	1,040円	イ バイポーラカップ (Ⅰ)	103,000円	105,000円
054 腹水濾過器、濃縮再静注用濃縮器 (回路を含む。)	64,100円	65,300円	ウ バイポーラカップ (Ⅱ)	137,000円	139,000円
055 副鼻腔炎治療用カテーテル	3,160円	3,220円	⑤ 大腿骨ネック	94,600円	96,400円
056 副木			(3) 単純人工骨頭	98,900円	101,000円
(1) 軟化成形使用型			058 人工膝関節用材料		
① 手指・足指用	1,600円	1,450円	(1) 大腿骨側材料		
② 上肢用	1,740円	1,770円	① 全置換用材料 (直接固定型)	249,000円	251,000円
③ 下肢用	4,610円	4,700円	② 全置換用材料 (間接固定型)		
④ 鼻骨用	1,010円	1,030円			
(2) 形状賦形型					
① 手指・足指用	118円	同左			

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
ア 標準型	241,000円	242,000円	(5) 中空スクリュー・L	24,000円	24,400円
イ 特殊型	351,000円	358,000円	(6) その他のスクリュー		
③ 片側置換用材料 (直接固定型)	174,000円	177,000円	① 標準型		
④ 片側置換用材料 (間接固定型)			ア 小型スクリュー (頭蓋骨・顔面・上下顎骨用)	3,010円	2,970円
ア 標準型	139,000円	142,000円	② 特殊型		
イ 特殊型	183,000円	186,000円	ア 軟骨及び軟部組織用		
(2) 脛骨側材料			イ 特殊固定用アンカー	34,100円	33,500円
① 全置換用材料 (直接固定型)			ii 座金型	21,200円	21,500円
ア 標準型	146,000円	147,000円	イ 圧迫調整固定用・両端ねじ型		
イ 特殊型	200,000円	204,000円	i 大腿骨頸部用	77,300円	78,700円
② 全置換用材料 (間接固定型)	143,000円	145,000円	ii 一般用	30,300円	30,900円
③ 片側置換用材料 (直接固定型)	158,000円	161,000円	ウ 義眼等人工物固定用	22,800円	23,200円
④ 片側置換用材料 (間接固定型)	103,000円	105,000円			
(3) 膝蓋骨材料			061 固定用内副子 (プレート)		
① 膝蓋骨置換用材料 (I)	33,500円	34,100円	(1) ストレートプレート (生体用合金 I・S)	19,200円	19,600円
② 膝蓋骨置換用材料 (III)	47,300円	47,600円	(2) ストレートプレート (生体用合金 I・L)	26,900円	27,400円
(4) インサート (I)	51,600円	52,600円	(3) ストレートプレート (生体用合金 II・S)	3,500円	3,560円
(5) インサート (II)	70,700円	71,500円	(4) ストレートプレート (生体用合金 II・L)	8,140円	8,290円
059 オプション部品			(5) 有角プレート (生体用合金 I)	36,100円	36,800円
(1) 人工関節用部品			(6) 有角プレート (生体用合金 II)	28,900円	29,400円
① 一般オプション部品	19,600円	19,500円	(7) 骨端用プレート (生体用合金 I)		
② カップサポート	26,200円	26,700円	① 標準型	76,000円	77,000円
(2) 人工膝関節用部品			② 内外反変形矯正用 (小児)	86,000円	87,600円
① 人工関節用部品 (I)	64,500円	65,500円	③ 患者適合型	83,900円	85,500円
② 人工関節用部品 (II)	216,000円	219,000円	(8) 骨端用プレート (生体用合金 II)	29,600円	30,100円
(3) 人工関節固定強化部品			(9) その他のプレート		
① 人工関節固定強化部品 (I)	11,800円	11,900円	① 標準		
② 人工関節固定強化部品 (II)	15,400円	15,700円	ア 指骨, 頭蓋骨, 顔面骨, 上下顎骨用		
(4) 再建用強化部品	577,000円	588,000円	i ストレート型・異形型	12,000円	11,800円
(5) 人工股関節用部品			ii メッシュ型	64,200円	62,800円
① 骨盤用 (I)	200,000円	204,000円	イ 下顎骨・骨盤再建用	61,400円	62,300円
② 骨盤用 (II)	205,000円	209,000円	ウ 人工関節用	113,000円	115,000円
(6) その他の関節固定用材料用部品	200,000円	204,000円	エ 頭蓋骨閉鎖用		
060 固定用内副子 (スクリュー)			i バーホール型	14,400円	13,900円
(1) 一般スクリュー (生体用合金 I)			ii クランプ型	19,100円	18,800円
① 標準型	5,890円	5,970円	② 特殊		
② 特殊型	6,890円	7,020円	ア 骨延長用	114,000円	116,000円
(2) 一般スクリュー (生体用合金 II)	1,510円	1,530円			
(3) 一般スクリュー (アルミナセラミック)	24,500円	25,000円			
(4) 中空スクリュー・S	17,400円	17,500円			

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
イ スクリュー非使用型	173,000円	176,000円	③ ベースプレート		
062 大腿骨外側固定用内副子			ア 標準型	164,000円	167,000円
(1) つばなしプレート	50,400円	51,300円	イ 特殊型	184,000円	187,000円
(2) つばつきプレート	90,800円	92,400円	(2) 上腕骨側材料		
(3) ラグスクリュー	27,700円	28,200円	① 上腕骨ステム		
(4) スライディングラグスクリュー	58,800円	59,800円	ア 標準型	279,000円	284,000円
(5) 圧迫固定スクリュー	7,190円	7,320円	イ 特殊型	310,000円	316,000円
063 固定用内副子用ワッシャー、ナット類			② ステムヘッド及びトレイ		
(1) ワッシャー	3,200円	2,970円	ア ステムヘッド	210,000円	214,000円
(旧材料価格基準の064脊椎固定用材料(1)椎体ワッシャーに該当していた特定保険医療材料が、本区分に該当するものである場合)	(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで7,600円)	(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで7,740円)	イ トレイ	50,000円	50,900円
(旧材料価格基準の073髓内釘(3)ワッシャー・ナットに該当していた特定保険医療材料が、本区分に該当するものである場合)	(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで11,600円)	(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで11,800円)	③ スペーサー	98,600円	100,000円
(2) ナット	458円	466円	④ インサート		
064 脊椎固定用材料			ア 標準型	32,500円	33,100円
(1) 脊椎ロッド	35,900円	36,600円	イ 特殊型	53,300円	54,300円
(2) 脊椎プレート			(3) 切換用	39,700円	40,400円
① 標準型	38,600円	37,500円	066 人工肘関節用材料		
(旧材料価格基準の064脊椎固定用材料(3)脊椎プレート(L)に該当していた特定保険医療材料が、本区分に該当するものである場合)	(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで86,300円)	(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで87,900円)	(1) 上腕骨ステム	217,000円	221,000円
② バスケット型	42,000円	42,800円	(2) 尺骨ステム	169,000円	172,000円
(3) 椎体フック	66,500円	67,100円	(3) 橈骨側材料	153,000円	156,000円
(4) 脊椎スクリュー(固定型)	63,400円	64,500円	(4) コンダイル	24,800円	25,300円
(5) 脊椎スクリュー(可動型)	97,100円	同左	(5) ベアリング		
(6) 脊椎スクリュー(アンカー型)	34,000円	34,600円	① 標準型	1セット当たり160,000円	1セット当たり163,000円
(7) 脊椎コネクター	41,400円	39,800円	② 特殊型	1セット当たり190,000円	1セット当たり194,000円
(8) トランスバース固定器	62,200円	62,000円	067 人工手関節・足関節用材料		
(9) 椎体ステーブル	37,300円	37,200円	(1) 人工手関節用材料		
(10) 骨充填用スペーサー	3,400円	3,460円	① 橈骨側材料	保険医療機関における購入価格による。	同左
065 人工肩関節用材料			② 中手骨側材料	上に同じ。	同左
(1) 肩甲骨側材料			③ 一体型	上に同じ。	同左
① グレノイドコンポネント			(2) 人工足関節用材料		
ア 標準型	127,000円	129,000円	① 脛骨側材料	355,000円	362,000円
イ 特殊型	141,000円	144,000円	② 距骨側材料	282,000円	287,000円
② 関節窩ヘッド			068 人工指関節用材料		
ア 標準型	155,000円	158,000円	(1) 人工手指関節用材料		
イ 部分補正型	164,000円	167,000円	① 人工手根中手関節用材料		
			ア 大菱形骨側材料	146,000円	149,000円
			イ 中手骨側材料	178,000円	181,000円
			② その他の人工手指関節用材料		
			ア 近位側材料	106,000円	108,000円
			イ 遠位側材料	91,800円	93,500円
			ウ 一体型	95,800円	95,900円
			エ 人工手根骨用	208,000円	212,000円
			(2) 人工足指関節用材料		
			① 近位側材料	保険医療機関における購入価格による。	同左
			② 遠位側材料	上に同じ。	同左

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
③ 一体型	96,300円	同左		16円	
069 上肢再建用人工関節用材料			② ケーブル	40,000円	40,700円
(1) 再建用上腕骨近位補綴用材料	402,000円	409,000円	③ バンド	1 cm当たり 238円	1 cm当たり 242円
(2) 再建用上腕骨遠位補綴用材料	599,000円	610,000円	(2) 大転子専用締結器	122,000円	同左
(3) 再建用尺骨側材料	464,000円	473,000円	076 固定用金属ピン		
070 下肢再建用人工関節用材料			(1) 創外固定器用		
(1) 再建用臼蓋形成カップ	579,000円	589,000円	① 標準型	21,800円	22,200円
(2) 再建用大腿骨近位補綴用材料	870,000円	886,000円	② 抗緊張ピン		
(3) 再建用大腿骨遠位補綴用材料	742,000円	756,000円	ア 一般型	13,500円	13,800円
(4) 再建用大腿骨表面置換用材料	615,000円	626,000円	イ 特殊型	25,100円	25,600円
(5) 再建用脛骨近位補綴用材料	720,000円	733,000円	(2) 一般用		
(6) 再建用脛骨表面置換用材料	685,000円	698,000円	① 標準型	496円	505円
071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨			② リング型	21,000円	21,100円
(1) カスタムメイド人工関節	保険医療機関における購入価格による。	同左	(旧材料価格基準の075固定用金属線(2)大転子専用締結器に該当していた特定保険医療材料が、本区分に該当するものである場合)	(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで72,000円)	(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで73,300円)
(2) カスタムメイド人工骨			077 人工靭帯		
① カスタムメイド人工骨(S)	776,000円	773,000円	(1) 固定器具なし	56,600円	57,600円
② カスタムメイド人工骨(M)	842,000円	847,000円	(2) 固定器具つき	62,600円	63,800円
(3) カスタムメイドプレート	792,000円	805,000円	078 人工骨		
072 人工骨頭帽	239,000円	243,000円	(1) 汎用型		
073 髓内釘			① 非吸収型		
(1) 髓内釘			ア 顆粒・フィラー	1 g 当たり 6,270円	1 g 当たり 6,390円
① 標準型	135,000円	138,000円	イ 多孔体	1 mL 当たり 13,500円	1 mL 当たり 13,700円
② 大腿骨頸部型	152,000円	151,000円	ウ 骨形成促進型	1 mL 当たり 47,100円	1 mL 当たり 48,000円
③ 集束型	7,070円	6,710円	エ 形状賦形型	1 mL 当たり 15,500円	1 mL 当たり 15,100円
④ 可変延長型	296,000円	301,000円	② 吸収型		
(2) 横止めスクリュー			ア 顆粒・フィラー	1 g 当たり 13,300円	1 g 当たり 12,900円
① 標準型	15,000円	同左	イ 多孔体		
② 大腿骨頸部型	33,400円	34,000円	i 一般型	1 mL 当たり 14,400円	1 mL 当たり 14,300円
③ 特殊型	17,000円	17,100円	ii 蛋白質配合型	1 mL 当たり 14,700円	1 mL 当たり 14,800円
(3) ナット	19,800円	同左	(2) 専用型		
(4) 位置情報表示装置(プローブ・ドリル)	23,000円	23,400円	① 人工耳小骨	11,500円	同左
074 固定釘			② 開頭穿孔術用	9,140円	9,020円
(1) 平面型	16,100円	16,400円	③ 頭蓋骨・喉頭気管用	41,200円	40,100円
(2) 立体特殊型	30,100円	30,700円	④ 椎弓・棘間用	32,500円	31,900円
(3) 高位脛骨骨切り用	91,400円	93,100円	⑤ 椎体固定用		
075 固定用金属線			ア 1椎体用	154,000円	152,000円
(1) 金属線			イ その他	317,000円	318,000円
① ワイヤー	1 cm 当たり	同左	⑥ 骨盤用		
			ア 腸骨稜用	61,200円	同左
			イ その他	167,000円	162,000円
			⑦ 肋骨・胸骨・四肢骨用	30,100円	30,300円

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後			
⑧ 椎体骨創部閉鎖用	1 mL当たり 15,800円	1 mL当たり 14,600円	装置 (1) 疼痛除去用 ① 4極用 ② 8極用 ③ 16極以上用 ④ 16極用・充電式 ⑤ 16極以上用・充電式・体位変換対応型 ⑥ 32極用・充電式 (2) 振戦軽減用 ① 4極用 ② 16極以上用 ③ 16極以上用・充電式	1,330,000円 1,470,000円 1,710,000円 1,870,000円 2,120,000円 1,870,000円 1,240,000円 1,680,000円 2,090,000円	1,350,000円 1,500,000円 1,740,000円 1,900,000円 2,160,000円 1,880,000円 1,260,000円 1,710,000円 2,130,000円			
⑨ スクリュー併用用	1 mL当たり 14,000円	1 mL当たり 14,300円						
079 骨セメント								
(1) 頭蓋骨用	1 g 当たり 610円	1 g 当たり 621円						
(2) 人工関節固定用	1 g 当たり 302円	1 g 当たり 306円						
(3) 脊椎用	1 g 当たり 531円	1 g 当たり 535円						
080 合成吸収性骨片接合材料						088 脳波測定用頭蓋内電極		
(1) スクリュー						(1) 硬膜下電極(10極以下)	46,300円	47,200円
① 一般用	59,600円	60,300円				(2) 硬膜下電極(11極以上)	87,600円	89,200円
② 頭蓋・顎・顔面・小骨用	32,700円	33,000円				(3) 深部電極	36,500円	37,200円
(2) 中空スクリュー	69,500円	70,500円	089 涙点プラグ	3,940円	3,930円			
(3) ストレートプレート	37,900円	38,300円	090 人工内耳用材料					
(4) その他のプレート	53,600円	54,200円	(1) 人工内耳用インプラント(電極及び受信-刺激器)	1,620,000円	1,650,000円			
(5) 骨・軟部組織固定用アンカー	51,400円	52,400円	(2) 人工内耳用音声信号処理装置					
(6) ボタン	81,200円	82,700円	① 標準型	923,000円	940,000円			
(7) ワッシャー	16,900円	17,000円	② 残存聴力活用型	915,000円	932,000円			
(8) ピン			(3) 人工内耳用ヘッドセット					
① 一般用	38,900円	39,500円	① マイクロホン	38,400円	39,000円			
② 胸骨・肋骨用	33,200円	32,900円	② 送信コイル	10,600円	10,700円			
(9) シート・メッシュ型(15cm ² 以上25cm ² 未満)	66,900円	67,400円	③ 送信ケーブル	2,700円	2,740円			
(10) シート・メッシュ型(25cm ² 以上)	108,000円	同左	④ マグネット	7,790円	7,870円			
(11) 頭蓋骨閉鎖用クランプ			⑤ 接続ケーブル	4,400円	4,480円			
① 一般型	39,200円	39,500円	091 削除					
② 簡易型	19,100円	19,500円	092 鼻孔プロテーゼ	3,850円	3,900円			
081 脳動脈瘤手術クリップ			093 人工喉頭					
(1) 標準型	17,400円	17,500円	(1) 音声回復用人工補装具					
(2) 特殊型	19,800円	20,200円	① 一般型	9,630円	9,810円			
082 脳血流遮断用クリップ	7,870円	7,840円	② 長期留置型	42,300円	43,000円			
083 脳動脈奇形手術用等クリップ	6,170円	6,280円	(2) 呼吸弁	51,200円	51,700円			
084 人工硬膜			094 気管・気管支ステント					
(1) 非吸収型	1 cm ² 当たり 821円	1 cm ² 当たり 828円	(1) 一時留置型					
(2) 吸収型	1 cm ² 当たり 1,270円	1 cm ² 当たり 1,290円	① ストレート型	52,400円	53,400円			
085 脳深部刺激装置用リードセット(4極用)	140,000円	135,000円	② Y字型	52,800円	53,800円			
086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード			(2) 永久留置型					
(1) リードセット			① 標準型	143,000円	146,000円			
① 4極又は8極	173,000円	155,000円	② 特殊型	148,000円	151,000円			
② 16極以上	367,000円	363,000円	095 食道用ステント	126,000円	127,000円			
(2) アダプター	34,800円	35,400円	096 胃・食道静脈瘤圧迫止血用チューブ					
087 植込型脳・脊髄電気刺激			(1) 食道止血用	28,800円	29,300円			
			(2) 胃止血用	29,700円	30,300円			
			(3) 胃・食道止血用	55,600円	56,600円			

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
097 食道静脈瘤硬化療法用セット			103 非固着性シリコンガーゼ		
(1) 食道静脈瘤硬化療法用穿刺針	3,960円	3,920円	(1) 広範囲熱傷用	1,060円	1,080円
(2) 食道静脈瘤硬化療法用内視鏡固定用バルーン	7,070円	7,200円	(2) 平坦部位用	139円	142円
(3) 食道静脈瘤硬化療法用止血バルーン	4,420円	4,500円	(3) 凹凸部位用	303円	309円
(4) 食道静脈瘤硬化療法用ガイドチューブ	33,600円	34,200円	104 ゼラチンスポンジ止血材	1,220円	1,240円
098 内視鏡的食道静脈瘤結紮セット			105 デキストラノマー	1g当たり 142円	1g当たり 145円
(1) 内視鏡的食道静脈瘤結紮セット(単発式)	15,100円	15,400円	106 微線維性コラーゲン	1g当たり 12,800円	1g当たり 13,000円
(2) 内視鏡的食道静脈瘤結紮セット(連発式)	24,200円	24,600円	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料	27,900円	28,400円
099 組織代用人工繊維布			108 頭・静脈、腹腔シャントバルブ		
(1) 心血管系用			(1) 標準型		
① 血管用フェルト・フアブリック	1cm ² 当たり 131円	1cm ² 当たり 133円	① 標準機能		
② 心膜シート	1cm ² 当たり 387円	1cm ² 当たり 394円	ア 近位カテーテル		
③ 心血管修復パッチ一般用	1cm ² 当たり 1,050円	1cm ² 当たり 1,070円	i 標準型	22,000円	22,400円
④ 心血管修復パッチ小児用	1cm ² 当たり 1,540円	1cm ² 当たり 1,570円	ii 内視鏡型	42,800円	43,600円
(2) ヘルニア修復・胸壁補強用			イ リザーバー	20,400円	20,800円
① 一般	1cm ² 当たり 74円	1cm ² 当たり 75円	ウ バルブ		
② 形状付加型	19,100円	19,500円	i 圧固定式	45,800円	46,600円
③ 腹膜欠損用	1cm ² 当たり 405円	1cm ² 当たり 413円	ii 流量調節・圧可変式	175,000円	178,000円
(3) 臓器欠損補強用	1cm ² 当たり 164円	1cm ² 当たり 167円	エ 遠位カテーテル		
(4) 自動縫合器対応用	2枚1組 17,300円	2枚1組 17,600円	i 標準型	30,200円	30,800円
(5) プレジェット・チューブ	222円	179円	ii 細径一体型	26,500円	27,000円
100 合成吸収性癒着防止材			オ コネクタ		
(1) シート型	1cm ² 当たり 169円	同左	i ストレート	7,490円	7,630円
(2) スプレー型	1mL当たり 7,130円	1mL当たり 7,260円	ii スリーウェイ	12,200円	12,400円
101 皮膚欠損用創傷被覆材			② 特殊機能	64,100円	65,300円
(1) 真皮に至る創傷用	1cm ² 当たり 6円	同左	(2) ワンピース型	57,300円	58,300円
(2) 皮下組織に至る創傷用			109 胸水・腹水シャントバルブ		
① 標準型	1cm ² 当たり 10円	同左	(1) シャントバルブ	172,000円	175,000円
② 異形型	1g当たり 37円	1g当たり 35円	(2) 交換用部品		
(3) 筋・骨に至る創傷用	1cm ² 当たり 25円	同左	① カテーテル		
102 真皮欠損用グラフト	1cm ² 当たり 451円	1cm ² 当たり 453円	ア 腹腔・胸腔用	23,800円	24,200円
			イ 静脈用	26,300円	25,600円
			② コネクタ	4,740円	4,830円
			110 植込型輸液ポンプ	1,390,000円	1,420,000円
			111 植込型輸液ポンプ用髓腔カテーテル		
			(1) 標準型	71,000円	72,300円
			(2) 強化型	87,400円	89,000円
			112 ペースメーカー		
			(1) シングルチャンバ		
			① 標準型	606,000円	552,000円
			② リード一体型	1,040,000円	1,060,000円
			(2) デュアルチャンバ(Ⅰ型・Ⅱ型)	611,000円	580,000円
			(3) デュアルチャンバ(Ⅲ型)	396,000円	403,000円

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
(4) デュアルチャンパ (Ⅳ型)	831,000円	763,000円	118 植込型除細動器用カテ ーテル電極		
(5) トリプルチャンパ (Ⅰ型)			(1) 植込型除細動器用カテ ーテル電極 (シングル)	622,000円	634,000円
① 標準型	1,390,000円	1,420,000円	(2) 植込型除細動器用カテ ーテル電極 (マルチ (一 式))	198,000円	202,000円
② 極性可変型	1,350,000円	1,320,000円	(3) アダプター	263,000円	268,000円
(6) トリプルチャンパ (Ⅱ型)			(4) 植込型除細動器用カテ ーテル電極 (皮下植込式)	870,000円	886,000円
① 単極用又は双極用	1,600,000円	1,630,000円	119 機械弁	773,000円	779,000円
② 4極用	1,670,000円	1,580,000円	120 生体弁		
(7) トリプルチャンパ (Ⅲ型)			(1) 異種大動脈弁	776,000円	784,000円
① 標準型	1,620,000円	1,650,000円	(2) 異種心膜弁 (Ⅰ)	537,000円	547,000円
② 自動調整機能付き	1,640,000円	1,670,000円	(3) 異種心膜弁 (Ⅱ) (承認番号が22900BZX0005 3000のもの)	943,000円	953,000円
113 植込式心臓ペースメー カー用リード			(4) 異種心膜弁 (Ⅱ) シス テム	1,030,000円	1,050,000円
(1) リード			121 弁付きグラフト (生体 弁)	810,000円	825,000円
① 経静脈リード			122 人工弁輪		
ア 標準型	100,000円	92,500円	(1) 僧帽弁用	272,000円	同左
イ シングルパスVD Dリード	133,000円	126,000円	(2) 三尖弁用	206,000円	210,000円
ウ 誤感知防止型	124,000円	126,000円	(3) 僧帽弁・三尖弁兼用	239,000円	243,000円
エ 4極	136,000円	135,000円	123 経皮的カテーテル心筋 焼灼術用カテーテル		
② 心筋用リード			(1) 熱アブレーション用		
ア 単極	96,300円	93,000円	① 標準型	133,000円	126,000円
イ 双極	120,000円	115,000円	② イリゲーション型	159,000円	157,000円
(2) アダプター	26,600円	27,100円	③ バルーン型	496,000円	505,000円
(3) アクセサリー	4,170円	3,860円	④ 体外式ペースング機 能付き	292,000円	293,000円
114 体外式ペースメーカー 用カテーテル電極			⑤ 体外式ペースング機 能付き・特殊型	388,000円	395,000円
(1) 一時ペースング型	16,800円	16,000円	(2) 冷凍アブレーション用		
(2) 心臓電気生理学的検査 機能付加型			① バルーン型	637,000円	649,000円
① 標準型	54,900円	52,100円	② 標準型	149,000円	148,000円
② 冠状静脈洞型	79,500円	75,500円	124 ディスポーザブル人工 肺 (膜型肺)		
③ 房室弁輪部型	177,000円	168,000円	(1) 体外循環型 (リザーバ ー機能あり)		
④ 心房内・心室内全域 型	396,000円	403,000円	① 一般用	101,000円	103,000円
⑤ 温度センサー付き	89,300円	88,200円	② 低体重者・小児用	129,000円	125,000円
⑥ 除細動機能付き	224,000円	218,000円	(2) 体外循環型 (リザーバ ー機能なし)		
115 体表面ペースング用電 極	4,400円	4,480円	① 一般用	77,400円	78,800円
116 体外式ペースメーカー 用心臓植込ワイヤー			② 低体重者・小児用	123,000円	125,000円
(1) 単極			(3) 補助循環・補助呼吸型		
① 固定機能あり	4,250円	4,300円	① 一般用	139,000円	141,000円
② 固定機能なし	2,720円	2,510円	② 低体重者・小児用	152,000円	153,000円
(2) 双極以上	6,380円	6,500円	125 遠心式体外循環用血液		
117 植込型除細動器					
(1) 植込型除細動器 (Ⅲ型)					
① 標準型	2,920,000円	2,880,000円			
② 皮下植込式電極併用 型	3,060,000円	3,120,000円			
(2) 植込型除細動器 (Ⅴ型)	3,040,000円	2,950,000円			

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
ポンプ			(2) 補助循環回路		
(1) シール型			① 抗血栓性あり		
① 抗血栓性あり	65,700円	66,900円	ア 成人用	68,600円	69,600円
② 抗血栓性なし	48,500円	47,000円	イ 小児用	70,900円	同左
(2) シールレス型	55,500円	56,500円	② 抗血栓性なし		
126 体外循環用カニューレ			ア 成人用	39,700円	40,400円
(1) 成人用			イ 小児用	39,700円	40,400円
① 送脱血カニューレ			(3) 心筋保護回路	14,800円	14,600円
ア シングル標準	4,610円	4,620円	(4) 血液濃縮回路	25,900円	25,400円
イ シングル強化	6,780円	6,800円	(5) 分離体外循環回路	41,700円	41,100円
ウ 2段標準	8,480円	8,640円	(6) 個別機能品		
エ 2段強化	8,280円	8,190円	① 貯血槽	9,420円	9,050円
② 心筋保護用カニューレ			② カーディオトミーリザーバー	28,600円	28,200円
ア ルート	3,950円	同左	③ ハードシエル静脈リザーバー	28,100円	27,600円
イ コロナリー	6,150円	6,200円	④ 心筋保護用貯液槽	9,290円	8,950円
ウ レトロ	19,100円	同左	⑤ ラインフィルター	12,900円	13,100円
③ ベントカテーテル			⑥ 回路洗浄用フィルタ	4,310円	4,100円
ア 一般型	3,370円	3,360円	⑦ 血液学的パラメータ測定用セル		
イ ガス注入型	4,420円	4,500円	ア 標準型	7,260円	7,390円
④ 経皮的挿入用カニューレ			イ ガス分圧センサー付き	13,800円	14,100円
ア 一般型	39,700円	38,600円	⑧ 熱交換器	12,100円	11,900円
イ 先端強化型	42,200円	42,100円	⑨ 安全弁	4,810円	4,560円
(2) 小児用			128 バルーンポンピング用バルーンカテーテル		
① 送脱血カニューレ			(1) 一般用標準型	164,000円	161,000円
ア シングル標準	4,700円	4,770円	(2) 一般用末梢循環温存型	144,000円	135,000円
イ シングル強化	6,860円	6,940円	(3) 一般用センサー内蔵型	190,000円	188,000円
ウ 2段標準	8,480円	8,640円	(4) 小児用	198,000円	202,000円
エ 2段強化	8,190円	8,340円	129 補助人工心臓セット		
② 心筋保護用カニューレ			(1) 体外型		
ア ルート	4,000円	4,070円	① 成人用	3,210,000円	3,270,000円
イ コロナリー	6,300円	6,420円	② 小児用		
ウ レトロ	19,700円	19,900円	ア 血液ポンプ	6,480,000円	6,600,000円
③ ベントカテーテル			イ 心尖部脱血用カニューレ	1,050,000円	1,070,000円
ア 一般型	3,450円	3,510円	ウ 心房脱血用カニューレ	708,000円	721,000円
イ ガス注入型	4,420円	4,500円	エ 動脈送血用カニューレ	783,000円	798,000円
④ 経皮的挿入用カニューレ			オ アクセサリーセット	400,000円	407,000円
ア 一般型	40,500円	39,000円	カ ドライビングチューブ	130,000円	132,000円
イ 先端強化型	42,300円	43,100円	キ カニューレコネクティングセット	222,000円	226,000円
※生体適合性付加(加算)	1,600円	同左	ク カニューレエクステンションセット	222,000円	226,000円
(送脱血・心筋保護・ベント)			(2) 植込型(非拍動流型)		
※生体適合性付加(加算)	3,500円	同左	① 磁気浮上型	18,000,000円	18,300,000円
(経皮的挿入)			② 水循環型	18,600,000円	18,900,000円
127 人工心肺回路					
(1) メイン回路					
① 抗血栓性あり					
ア 成人用	121,000円	118,000円			
イ 小児用	133,000円	135,000円			
② 抗血栓性なし					
ア 成人用	119,000円	113,000円			
イ 小児用	122,000円	124,000円			

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
③ 軸流型	18,600,000円	18,900,000円	ラフト用		
(3) 水循環回路セット	1,080,000円	1,100,000円	ア 血流遮断型(胸部及び腹部)	61,800円	61,900円
130 心臓手術用カテーテル			イ 血流非遮断型(胸部及び腹部)	65,700円	66,900円
(1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル			⑤ スリッピング防止型	102,000円	99,000円
① 一般型	45,400円	38,900円	⑥ 再狭窄抑制型	170,000円	173,000円
② インフュージョン型	154,000円	157,000円	(4) 下大静脈留置フィルターセット		
③ パーフュージョン型	147,000円	146,000円	① 標準型	163,000円	158,000円
④ カット型	126,000円	122,000円	② 特殊型	171,000円	同左
⑤ スリッピング防止型	110,000円	105,000円	(5) 冠動脈灌流用カテーテル	24,100円	24,500円
⑥ 再狭窄抑制型	170,000円	173,000円	(6) オクリュージョンカテーテル		
(2) 冠動脈狭窄部貫通用カテーテル	39,800円	39,200円	① 標準型	21,800円	19,400円
(3) 冠動脈用ステントセット			(旧材料価格基準の133(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで66,400円)		(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで67,600円)
① 一般型	125,000円	119,000円	② 特殊型	109,000円	110,000円
② 救急処置型	291,000円	290,000円	(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル		
③ 再狭窄抑制型	193,000円	173,000円	① 一般型	119,000円	116,000円
④ 生体吸収・再狭窄抑制型	244,000円	249,000円	② 頸動脈用ステント併用型		
(4) 特殊カテーテル	211,000円	210,000円	ア フィルター型	183,000円	186,000円
(5) 弁拡張用カテーテル	148,000円	151,000円	イ 遠位バルーン型	188,000円	190,000円
(6) 心房中隔欠損作成術用カテーテル			ウ 近位バルーン型	192,000円	160,000円
① バルーン型	25,900円	25,500円	(8) 血管内異物除去用カテーテル		
② ブレード型	206,000円	210,000円	① 細血管用	88,500円	89,100円
131 経皮的心房中隔欠損閉鎖セット	772,000円	786,000円	② 大血管用	42,900円	43,100円
132 ガイディングカテーテル			③ リードロッキングデバイス	89,300円	91,000円
(1) 冠動脈用	12,400円	11,300円	④ リード抜去スneaセット	140,000円	143,000円
(2) 脳血管用			⑤ 大血管用ローテーションシース	263,000円	268,000円
① 標準型	22,000円	21,900円	(9) 血栓除去用カテーテル		
② 特殊型	24,500円	25,000円	① バルーン付き		
③ 高度屈曲対応型	88,700円	90,300円	ア 一般型	11,700円	11,800円
(3) その他血管用	20,400円	19,800円	イ 極細型	15,100円	15,400円
133 血管内手術用カテーテル			ウ ダブルルーメン	17,900円	18,000円
(1) 経皮的脳血管形成術用カテーテル			② 残存血栓除去用	34,900円	35,400円
① 先端閉鎖型	134,000円	136,000円	③ 経皮的血栓除去用	40,800円	38,200円
② 先端開放型	190,000円	194,000円	④ 脳血栓除去用		
(2) 末梢血管用ステントセット			ア ワイヤ型	281,000円	286,000円
① 一般型	179,000円	175,000円	イ 破碎吸引型	442,000円	450,000円
② 再狭窄抑制型	229,000円	233,000円	ウ 自己拡張型	379,000円	386,000円
(3) PTAバルーンカテーテル			(10) 塞栓用バルーン		
① 一般型					
ア 標準型	40,900円	37,800円			
イ 特殊型	60,500円	56,100円			
② カット型	135,000円	134,000円			
③ 脳血管攣縮治療用	51,500円	52,500円			
④ 大動脈用ステントグ					

項目	現行	改定後	項目	現行	改定後
① バルーン	59,300円	60,400円	② 小血管用		
② バルーンデリバリー用カテーテル	70,200円	71,500円	ア 標準型		
(11) 塞栓用コイル			i 外部サポートあり	1 cm当たり 2,540円	1 cm当たり 2,590円
① コイル			ii 外部サポートなし	1 cm当たり 1,930円	1 cm当たり 1,960円
ア 標準型	11,200円	11,000円	イ セルフシーリング		
イ 機械式デタッチャブル型	57,000円	57,100円	i ヘパリン非使用型	1 cm当たり 4,010円	1 cm当たり 4,050円
ウ 電気式デタッチャブル型	119,000円	118,000円	ii ヘパリン使用型	1 cm当たり 4,160円	1 cm当たり 4,240円
エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	108,000円	107,000円	ウ ヘパリン使用型		
オ 特殊型	144,000円	146,000円	i 外部サポートあり	1 cm当たり 3,630円	1 cm当たり 3,700円
② プッシャー	16,600円	16,500円	ii 外部サポートなし	1 cm当たり 2,660円	1 cm当たり 2,710円
③ コイル留置用ステント	458,000円	466,000円	エ 特殊型		
(12) 汎用型圧測定用プローブ	77,400円	77,300円	i 外部サポートあり	1 cm当たり 3,040円	1 cm当たり 3,100円
(13) 循環機能評価用動脈カテーテル	30,400円	29,300円	ii 外部サポートなし	1 cm当たり 2,210円	1 cm当たり 2,240円
(14) 静脈弁カッター			(2) 一時留置型	53,500円	54,500円
① 切開径固定型	24,300円	24,800円	135 尿路拡張用カテーテル		
② 切開径変動型	85,100円	86,700円	(1) 尿管・尿道用	40,700円	40,300円
③ オーバーザワイヤー型	86,000円	87,600円	(2) 腎瘻用	41,500円	41,600円
(15) 頸動脈用ステントセット	189,000円	193,000円	136 胆道結石除去用カテーテルセット		
(16) 狭窄部貫通用カテーテル	45,300円	44,700円	(1) 経皮的バルーンカテーテル	13,900円	14,200円
(17) 下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル	176,000円	179,000円	(2) 経内視鏡バルーンカテーテル		
(18) 血管塞栓用プラグ	129,000円	131,000円	① ダブルルーメン	32,100円	31,300円
(19) 交換用カテーテル	18,900円	同左	② トリプルルーメン	37,500円	35,300円
(20) 体温調節用カテーテル			③ 十二指腸乳頭拡張機能付き	64,500円	64,200円
① 発熱管理型	76,000円	77,400円	④ 十二指腸乳頭切開機能付き	63,500円	62,200円
② 体温管理型	83,500円	85,000円	(3) 採石用バスケットカテーテル	40,000円	38,100円
(21) 脳血管用ステントセット	492,000円	501,000円	(4) 砕石用バスケットカテーテル		
(22) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム	1,390,000円	1,420,000円	① 全ディスプレイザブル型	41,700円	42,000円
134 人工血管			② 一部ディスプレイザブル型	14,600円	14,900円
(1) 永久留置型			137 腎・尿管結石除去用カテーテルセット	33,100円	33,000円
① 大血管用			138 削除		
ア 分岐なし			139 組織拡張器		
i 標準型	121,000円	120,000円	(1) 一般用	32,000円	32,600円
ii 特殊型	113,000円	115,000円	(2) 乳房用	64,800円	66,000円
イ 1分岐			140 輸血用血液フィルター(微小凝集塊除去用)	2,450円	2,500円
i 標準型	185,000円	181,000円	141 輸血用血液フィルター(赤血球製剤用白血球除去)	2,800円	2,850円
ii 特殊型	225,000円	227,000円			
ウ 2分岐以上					
i 標準型	277,000円	276,000円			
ii 特殊型	284,000円	289,000円			
エ 腹大動脈分岐用					
i 標準型	140,000円	138,000円			
ii 特殊型	153,000円	156,000円			

項 目	現 行	改 定 後	項 目	現 行	改 定 後
用)			(4) 固定クリップ(伸展術時交換用)	70,200円	71,500円
142 輸血用血液フィルター(血小板製剤用白血球除去用)	3,280円	3,340円	(5) 部品連結用		
143 網膜硝子体手術用材料	25,700円	26,200円	① 縦型	185,000円	188,000円
144 両室ベーシング機能付き植込型除細動器			② 横型	342,000円	348,000円
(1) 単極又は双極用			153 経皮的動脈管閉鎖セット	341,000円	347,000円
① 標準型	3,630,000円	3,680,000円	154 脳動静脈奇形術前塞栓材	135,000円	138,000円
② 自動調整機能付き	4,420,000円	4,310,000円	155 植込型心電図記録計		
(2) 4極用			(1) 標準型	387,000円	394,000円
① 標準型	4,140,000円	3,990,000円	(2) 特殊型	443,000円	451,000円
② 自動調整機能付き	4,600,000円	4,620,000円	156 合成吸収性硬膜補強材	63,900円	65,100円
145 肝動脈塞栓材	15,200円	15,400円	157 消化管用ステントセット		
146 大動脈用ステントグラフト			(1) カバーなし	212,000円	216,000円
(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)			(2) カバーあり	265,000円	270,000円
① 標準型	1,300,000円	1,320,000円	158 皮下グルコース測定用電極		
② A U I 型	1,090,000円	1,110,000円	(1) 一般型	6,240円	6,360円
(2) 腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)	294,000円	299,000円	(2) 疼痛軽減・針刺し事故防止機構付加型	6,310円	6,390円
(3) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)			159 局所陰圧閉鎖処置用材料	1cm当たり22円	1cm当たり20円
① 標準型	1,400,000円	1,430,000円	160 植込型迷走神経電気刺激装置	1,680,000円	1,710,000円
② 血管分岐部対応型	2,020,000円	2,060,000円	161 迷走神経刺激装置用リードセット	184,000円	187,000円
(4) 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)	294,000円	299,000円	162 経皮的心腔内リード除去用レーザーシースセット	305,000円	311,000円
(5) 大動脈解離用ステントグラフト(メイン部分)	1,520,000円	1,550,000円	163 膀胱尿管逆流症治療用注入材	72,100円	73,400円
(6) 大動脈解離用ステントグラフト(補助部分)	338,000円	344,000円	164 椎体形成用材料セット	379,000円	386,000円
(7) 大動脈解離用ステントグラフト(ベアステント)	878,000円	894,000円	165 脊椎棘間留置材料	225,000円	229,000円
147 内視鏡用粘膜下注入材	7,680円	7,820円	166 外科用接着用材料		
148 カプセル型内視鏡			(1) 標準型	1g当たり13,400円	1g当たり13,600円
(1) 小腸用	75,100円	76,500円	(2) 特殊型	1g当たり13,500円	1g当たり13,800円
(2) 大腸用	81,700円	83,200円	167 交換用経皮経食道胃管カテーテル	16,900円	17,200円
149 血管内光断層撮影用カテーテル	141,000円	140,000円	168 心腔内超音波プローブ		
150 ヒト自家移植組織			(1) 標準型	296,000円	299,000円
(1) 自家培養表皮			(2) 磁気センサー付き	328,000円	327,000円
① 採取・培養キット	4,380,000円	4,460,000円	169 血管造影用圧センサー付材料		
② 調製・移植キット	1枚当たり151,000円	1枚当たり154,000円	(1) 血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー	151,000円	147,000円
(2) 自家培養軟骨			(2) 血管造影用圧センサー付カテーテル	151,000円	154,000円
① 採取・培養キット	879,000円	895,000円	170 輸血用血液フィルター(カリウム除去用)	5,010円	5,100円
② 調製・移植キット	1,250,000円	1,270,000円	171 生体組織接着剤調製用キット	70,500円	71,800円
151 デンブリン由来吸収性局所止血材	1g当たり12,600円	1g当たり12,700円	172 尿道括約筋用補綴材		
152 胸郭変形矯正用材料					
(1) 肋骨間用	1,550,000円	1,580,000円			
(2) 肋骨腰椎間用	1,510,000円	1,540,000円			
(3) 肋骨腸骨間用	1,440,000円	1,470,000円			

項目	現行	改定後
(1) カフ	167,000円	170,000円
(2) 圧力調整バルーン	153,000円	156,000円
(3) コントロールポンプ	419,000円	427,000円
173 中心静脈血酸素飽和度測定用プローブ	24,100円	24,500円
174 植込型骨導補聴器		
(1) 音振動変換器	407,000円	415,000円
(2) 接合子付骨導端子	125,000円	127,000円
(3) 骨導端子	65,000円	66,200円
(4) 接合子	69,300円	70,600円
175 脳手術用カテーテル	38,700円	同左
176 子宮用止血バルーンカテーテル	18,400円	18,700円
177 心房中隔穿刺針	53,100円	54,100円
178 神経再生誘導材	399,000円	406,000円
179 気管支用充填材	19,700円	20,100円
180 陰圧創傷治療用カートリッジ	19,400円	19,800円
181 人工乳房	71,300円	72,600円
182 経カテーテル人工生体弁セット		
(1) バルーン拡張型人工生体弁セット	4,430,000円	4,510,000円
(2) 自己拡張型人工生体弁システム	3,670,000円	3,740,000円
183 血管内塞栓材		
(1) 止血用	8,910円	9,040円
(2) 動脈塞栓療法用	27,200円	27,600円
(3) 動脈化学塞栓療法用	101,000円	103,000円
184 仙骨神経刺激装置	991,000円	1,010,000円
185 オープン型ステントグラフト	1,090,000円	1,110,000円
186 気管支手術用カテーテル	323,000円	329,000円
187 半導体レーザー用プローブ	231,000円	235,000円
188 削除		
189 ヒト骨格筋由来細胞シート		
(1) 採取・継代培養キット	6,360,000円	6,480,000円
(2) 回収・調製キット	1枚当たり 1,680,000円	1枚当たり 1,710,000円
190 人工中耳用材料		
(1) 人工中耳用インプラント	1,100,000円	1,120,000円
(2) 人工中耳用音声信号処理装置	637,000円	649,000円
(3) 人工中耳用オプション部品	45,800円	46,600円
191 末梢血管用ステントグラフト		
(1) 標準型	316,000円	322,000円
(2) 長病変対応型	338,000円	344,000円
192 経皮的胆道拡張用バル	65,300円	66,100円

項目	現行	改定後
ーカテーテル		
193 補助循環用ポンプカテーテル	2,590,000円	2,620,000円
194 人工椎間板	296,000円	301,000円
195 体表用電場電極	35,200円	35,900円
196 経皮的僧帽弁クリップシステム	2,210,000円	2,250,000円
※経皮的僧帽弁クリップシステム(加算)(2個以上使用する場合)	100分の50に相当する価格を加算	同左
197 ガイドワイヤー	2,020円	1,970円
198 ドレナージカテーテル	5,600円	5,700円
199 甲状軟骨固定用器具(承認番号が22900BZX004090のもの)	190,000円 (平成30年6月1日から平成32年3月31日まで200,000円)	194,000円 (令和元年10月1日から令和2年3月31日まで204,000円)
200 放射線治療用合成吸収性材料	192,000円	196,000円
201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム	493,000円	502,000円
202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット	1cm当たり 24円	同左
規格	現行 (1枚当たり)	改定後 (1枚当たり)
Ⅲ 医科点数表の第2章第4部及び別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)の第2章第4部に規定するフィルム及びその材料価格		
001 半切	122円	124円
002 大角	116円	118円
003 大四ツ切	81円	83円
004 四ツ切	63円	64円
005 六ツ切	51円	52円
006 八ツ切	48円	49円
007 カビネ	37円	38円
008 30cm×35cm	85円	87円
009 24cm×30cm	67円	68円
010 18cm×24cm	45円	46円
011 標準型(3cm×4cm)	28円	29円
012 咬合型(5.7cm×7.6cm, 5.5cm×7.5cm又は5.4cm×7cm)	36円	37円
013 咬翼型(4.1cm×3cm又は2.1cm×3.5cm)	39円	40円
014 オルソパントモ型		
20.3cm×30.5cm	101円	103円
15cm×30cm	118円	120円
015 小児型		
2.2cm×3.5cm	30円	31円
2.4cm×3cm	23円	同左
016 間接撮影用フィルム		
10cm×10cm	28円	29円
7cm×7cm	22円	同左

規 格	現 行 (1枚当たり)	改 定 後 (1枚当たり)	項 目	現 行	改 定 後			
6 cm × 6 cm	15円	同左	008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ					
017 オデルカ用フィルム						(1) 化学療法用	3,490円	3,300円
10cm × 10cm	32円	33円				(2) 標準型	3,210円	3,180円
7 cm × 7 cm	22円	同左	(3) PCA型	4,430円	4,460円			
018 マンモグラフィー用フィルム			009 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ					
24cm × 30cm	133円	135円				(1) 一般型		
20.3cm × 25.4cm	133円	135円				① カフ付き気管切開チューブ		
18cm × 24cm	123円	125円	ア カフ上部吸引機能あり					
019 画像記録用フィルム	(1) 半切	222円	226円	i 一重管	4,350円	4,190円		
	(2) 大角	185円	188円	ii 二重管	5,870円	5,840円		
	(3) 大四ツ切	184円	187円	イ カフ上部吸引機能なし				
	(4) B4	151円	150円	i 一重管	3,730円	3,800円		
	(5) 四ツ切	133円	135円	ii 二重管	6,030円	6,140円		
	(6) 六ツ切	118円	120円	② カフなし気管切開チューブ	4,120円	4,100円		
	(7) 24cm × 30cm	142円	145円	(2) 輪状甲状膜切開チューブ	3,750円	3,600円		
			(3) 保持用気管切開チューブ	6,100円	6,180円			
項 目	現 行	改 定 後	010 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル					
VII 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格						(1) 2管一般(I)	229円	233円
001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	17円	同左				(2) 2管一般(II)		
002 削除			① 標準型	564円	574円			
003 ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	11円	同左	② 閉鎖式導尿システム	633円	645円			
004 腹膜透析液交換セット			(3) 2管一般(III)					
(1) 交換キット	544円	554円	① 標準型	1,620円	1,650円			
(2) 回路			② 閉鎖式導尿システム	1,690円	1,720円			
① Yセット	868円	884円	(4) 特定(I)	748円	756円			
② APDセット	5,370円	5,470円	(5) 特定(II)	2,050円	2,090円			
③ IPDセット	1,020円	1,040円	011 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)					
005 在宅中心静脈栄養用輸液セット	(1) 本体	1,490円				1,520円	(1) ダイアライザー	
	(2) 付属品						① Ia型(膜面積1.5㎡未満)	1,510円
	① フーバー針	411円	419円	② Ia型(膜面積1.5㎡以上)	1,520円	1,500円		
② 輸液バッグ	406円	414円	③ Ib型(膜面積1.5㎡未満)	1,610円	1,340円			
006 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル	(1) 経鼻用			④ Ib型(膜面積1.5㎡以上)	1,490円	1,520円		
	① 一般用	180円	183円	⑤ IIa型(膜面積1.5㎡未満)	1,440円	1,470円		
	② 乳幼児用			⑥ IIa型(膜面積1.5㎡以上)	1,540円	1,490円		
	ア 一般型	92円	94円	⑦ IIb型(膜面積1.5㎡未満)	1,600円	1,630円		
	イ 非DEHP型	144円	147円	⑧ IIb型(膜面積1.5㎡)	1,620円	1,580円		
	③ 経腸栄養用	1,600円	1,630円					
	④ 特殊型	2,070円	2,110円					
(2) 腸瘻用	4,470円	3,880円						
007 万年筆型注入器用注射針	(1) 標準型	17円	同左					
	(2) 超微細型	18円	同左					

項 目	現 行	改 定 後	項 目	現 行	改 定 後
以上)			① 標準型	1 cm ² 当たり 10円	同左
⑨ S型(膜面積1.5m ² 未 満)	1,610円	同左	② 異形型	1 g 当たり 37円	1 g 当たり 35円
⑩ S型(膜面積1.5m ² 以 上)	1,630円	1,620円	(3) 筋・骨に至る創傷用	1 cm ² 当たり 25円	同左
⑪ 特定積層型	5,780円	5,700円	013 非固着性シリコンガー ゼ		
(2) 吸着型血液浄化器 (β ₂ -ミクログロブリン除 去用)	22,200円	22,000円	(1) 広範囲熱傷用	1,060円	1,080円
012 皮膚欠損用創傷被覆材			(2) 平坦部位用	139円	142円
(1) 真皮に至る創傷用	1 cm ² 当たり 6円	同左	(3) 凹凸部位用	303円	309円
(2) 皮下組織に至る創傷用			014 水循環回路セット	1,080,000円	1,100,000円

消費税改定に伴う本書の変更点

「診療報酬等の消費税改定に関する資料」に掲載の点数・材料価格以外の、消費税改定に伴う本書の変更点を示します(令和元年10月1日適用)。根拠となる告示・通知は以下のとおりです。

- 令和元年8月19日 厚生労働省告示第85号(令和元年10月1日適用)
- 令和元年8月19日 厚生労働省告示第87号(令和元年10月1日適用)
- 令和元年8月19日 厚生労働省告示第88号(令和元年10月1日適用)
- 令和元年8月19日 保医発0819第10号(令和元年10月1日適用)

頁	欄	行	変更前	変更後
45	右	下から5行目	282点	282点(編注;288点)
45	右	下から4行目	282点	282点(編注;288点)
53	右	下から12行目	141点	144点
53	右	下から9行目	141点	144点
99	右	下から13~12行目	(例 7対1入院基本料(編注;急性期一般入院料1)1,591点)	(例 7対1入院基本料1,591点(編注;急性期一般入院料1 1,650点))
109	右	上から16行目	559点	581点
109	右	下から21行目	[次行に追加]	(令元. 8. 19 保医発 0819 10)
110	右	上から12~13行目	(例 7対1入院基本料1,591点)	(例 7対1入院基本料1,591点(編注;1,654点))
114	右	上から11~12行目	(例 7対1入院基本料1,591点)	(例 7対1入院基本料1,591点(編注;10対1入院基本料1,287点))
117	右	上から14行目	559点	581点
117	右	下から11行目	[次行に追加]	(令元. 8. 19 保医発 0819 10)
126	右	上から16行目	966点又は860点	969点又は863点
126	右	上から17行目	[次行に追加]	(令元. 8. 19 保医発 0819 10)
252	右	下から1行目	2,371点	2,432点
253	右	上から1行目	2,191点	2,243点
253	右	上から2行目	1,943点	1,983点
253	右	上から3行目	1,743点	1,773点
253	右	上から3行目	[次行に追加]	(令元. 8. 19 保医発 0819 10)
400	右	上から10行目	203点又は178点	213点又は187点
400	右	上から12~13行目	203点又は178点	213点又は187点
650	右	上から21行目 ~次ページ上 から9行目	[フィルムの材料価格について以下のとおり改める。] 規 格 001 半切 002 大角 003 大四ツ切 004 四ツ切 005 六ツ切 006 八ツ切 007 カビネ 008 30cm×35cm 009 24cm×30cm 010 18cm×24cm 011 標準型(3cm×4cm) 012 咬合型(5.7cm×7.6cm, 5.5cm×7.5cm又は5.4cm×7cm) 013 咬翼型(4.1cm×3cm又は2.1cm×3.5cm) 014 オルソパントモ型 20.3cm×30.5cm 15cm×30cm 015 小児型 2.2cm×3.5cm	1枚当たり材料価格 124円 118円 83円 64円 52円 49円 38円 87円 68円 46円 29円 37円 40円 103円 120円 31円

Web 追補 No. 16 (臨時増刊号)

頁	欄	行	変更前	変更後
			2.4cm×3cm	23円
		016	間接撮影用フィルム	
			10cm×10cm	29円
			7cm×7cm	22円
			6cm×6cm	15円
		017	オデルカ用フィルム	
			10cm×10cm	33円
			7cm×7cm	22円
		018	マンモグラフィ用フィルム	
			24cm×30cm	135円
			20.3cm×25.4cm	135円
			18cm×24cm	125円
		019	画像記録用フィルム	
			(1) 半切	226円
			(2) 大角	188円
			(3) 大四ツ切	187円
			(4) B4	150円
			(5) 四ツ切	135円
			(6) 六ツ切	120円
			(7) 24cm×30cm	145円
654	右	下から4行目	55	54
654	右	下から2行目	131	130
750	右	上から5行目	141点	144点
757	右	下から14行目	141点	144点